

【表紙】

| | |
|------------|-------------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成26年 5 月20日 |
| 【計算期間】 | 第10期（自 平成25年 2 月21日 至 平成26年 2 月20日） |
| 【ファンド名】 | 東京海上ベストチャイナオープン |
| 【発行者名】 | 東京海上アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 大場 昭義 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目3番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 尾崎 正幸 |
| 【連絡場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目3番1号 |
| 【電話番号】 | 03 - 3212 - 8421 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当なし |

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主として中国および周辺アジア地域（日本を除く）の企業の株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

実際の運用にあたっては、同様の運用目標を持つ「TMA中国関連アジア株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券を主要投資対象として運用を行います。

「TMA」とは委託会社である「東京海上アセットマネジメント株式会社（TOKIO MARINE ASSET MANAGEMENT CO.,LTD.）」の略称です。

基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 海外 / 株式に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

| 単位型投信・追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|-------------|--------|-------------------|
| 単位型投信 | 国内 | 株式 |
| 追加型投信 | 海外 | 債券 |
| | 内外 | 不動産投信 |
| | | その他資産 () |
| | | 資産複合 |

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|--------|------|--------|------|-------|
|--------|------|--------|------|-------|

| | | | | |
|---|--------------|-------------|--------------|-----------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル | | |
| | 年2回 | 日本 | | |
| | 年4回 | 北米 | | |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年6回 (隔月) | 欧州 | ファミリーファンド* | あり () |
| | 年12回 (毎月) | アジア | | |
| | 日々 | オセアニア | | |
| 不動産投信 | 日々 | 中南米 | ファンド・オブ・ファンズ | なし |
| その他資産 (投資信託証券 (株式(一般))) | その他 () | アフリカ | | |
| | | 中近東 (中東) | | |
| 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型 | | エマージング | | |

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。
投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。
属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円で為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

| | | |
|---------|------------|---|
| 単位型・追加型 | 単位型投信 | 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。 |
| | 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 |
| 投資対象地域 | 国内 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 海外 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 内外 | 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資対象資産 | 株式 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 債券 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 不動産投信(リート) | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他資産 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |

| | | |
|------|-----------------------|--|
| | 資産複合 | 目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 独立区分 | MMF(マネー・マネージメント・ファンド) | 一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。 |
| | MRF(マネー・リザーブ・ファンド) | 一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMRFをいいます。 |
| | ETF | 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。 |
| 補足分類 | インデックス型 | 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 |
| | 特殊型 | 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。 |

商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

| | | | |
|--------|-------|---------------|---|
| 投資対象資産 | 株式 | 一般 | 次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。 |
| | | 大型株 | 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | | 中小型株 | 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 債券 | 一般 | 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。 |
| | | 公債 | 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | | 社債 | 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | | その他債券 | 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | | 格付等クレジットによる属性 | 目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。 |
| | 不動産投信 | | 目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他資産 | | 目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 資産複合 | 資産配分固定型 | 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | | 資産配分変更型 | 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。 |

| | | |
|--------|--------------|---|
| 決算頻度 | 年1回 | 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 年2回 | 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 年4回 | 目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 年6回（隔月） | 目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 年12回（毎月） | 目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 日々 | 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他 | 上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。 |
| 投資対象地域 | グローバル | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 日本 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 北米 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 欧州 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | アジア | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | オセアニア | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 中南米 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | アフリカ | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 中近東（中東） | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | エマージング | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資形態 | ファミリーファンド | 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。 |
| | ファンド・オブ・ファンズ | 一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。 |
| 為替ヘッジ | あり | 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。 |

| | | |
|----------|-----------------------|---|
| | なし | 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 |
| 対象インデックス | 日経225 | 目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 |
| | TOPIX | 目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他 | 上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。 |
| 特殊型 | ブル・ベア型 | 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいいます。 |
| | 条件付運用型 | 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。 |
| | ロング・ショート型 /絶対収益追求型 | 目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他型 | 目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。 |

属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより300億円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

ファンドの特色

■主として「TMA中国関連アジア株式マザーファンド」受益証券を通じて、中国および周辺アジア地域（日本を除く）の企業^{*}の株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

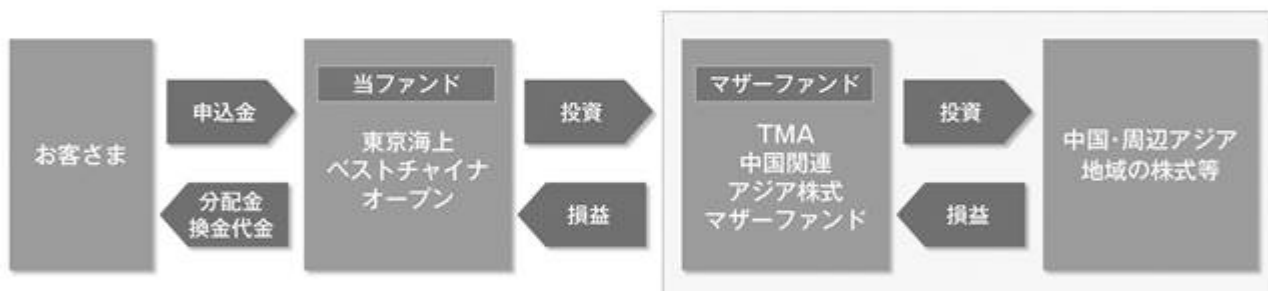
※中国関連事業による利益が一定以上ある企業の株式に実質的に投資を行います。

■運用に当たっては、委託会社の海外現地法人であるTokio Marine Asset Management International Pte.Ltd.(シンガポール)による緻密な調査・分析に基づいた投資助言を基に投資判断を行います。

■実質組入外貨建資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

●●● ファンドの仕組み

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンド（親投資信託）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

●●● 分配方針

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

●●● 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

ファンドのねらい



中国の経済成長に着目します。

中国経済は中長期的な成長が期待されています。



経済構造の高度化

内需拡大を加速 人口約13億人の巨大消費市場と農村改革、内陸部の開発 等

インフラ整備を加速 鉄道網や電力網のインフラ整備の加速 等

上記の内容は、現段階における中国の経済動向に関する一般的な内容であり、将来の投資成果等を示唆・保証するものではありません。

アジア地域から幅広く銘柄発掘を行います。

中国の経済成長の恩恵を享受する企業を、中国のみならずその周辺アジア地域から幅広く発掘します。

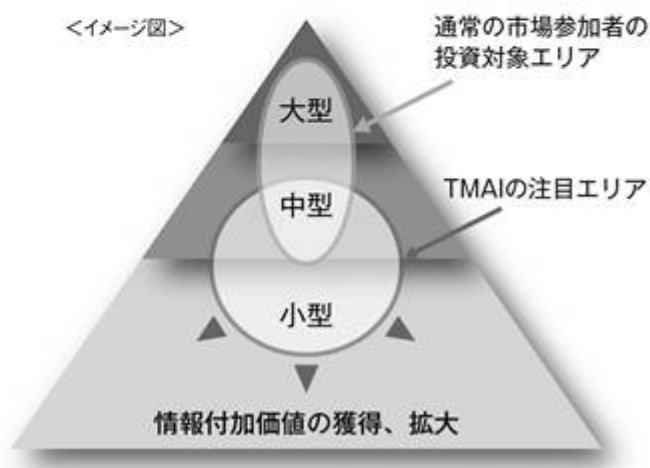
アジアを拠点とした銘柄調査を行います。

東京海上アセットマネジメント・インターナショナル(シンガポール)(TMAI社)の概要

- ◆1997年、東京海上アセットマネジメントの100%出資によりシンガポールに設立。
- ◆東京海上アセットマネジメントのグローバル株式運用におけるアジア地域を担当。
- ◆運用経験豊富、かつ現地経済事情に精通したアナリストが、現地企業の訪問等により、徹底した企業調査を行います。

銘柄選択の視点

- 東京海上アセットマネジメント・インターナショナル(シンガポール)(TMAI社)のリード・ポートフォリオマネジャーおよびカントリースペシャリストが直接企業調査・銘柄選択を実施
- 通常の市場参加者から注目度の低い銘柄に着目、現地企業のトップマネジメントに対する直接リサーチを徹底することにより高付加価値情報を収集
- ボトムアップによる個別企業の成長性分析においては、「長期成長ストーリー」「安定的利益成長」「短期業績の透明性」の3点を中心とする選別を実施



持続的な成長を遂げる 中国の経済



豊富な労働力を有し、急速な工業化の推進により
世界で2番目の経済規模を誇るまでに成長した中国

欧米やアジア向けの輸出産業と旺盛な内需に支えられた国内産業を原動力に、21世紀は世界経済の中心になることが期待されます。

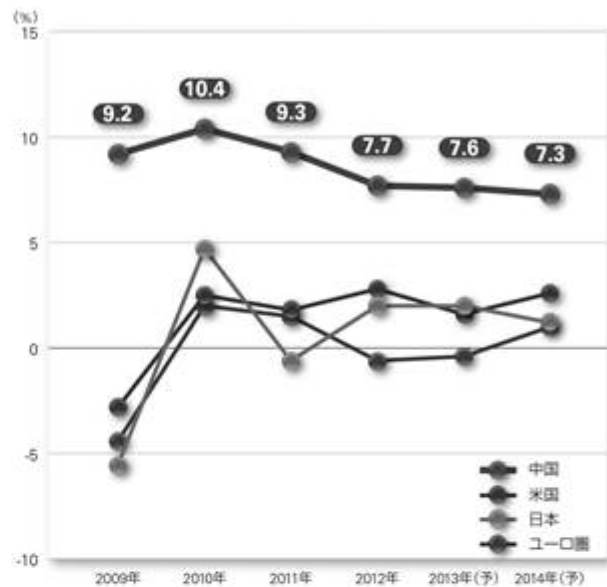
名目GDP(国内総生産)の年別推移

(単位:10億米ドル)

| | 1995年 | 2000年 | 2005年 | 2010年 | 2013年 (予想) | 2018年 (予想) |
|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 1位 | 米国 7,664 | 米国 10,290 | 米国 13,095 | 米国 14,958 | 米国 16,724 | 米国 21,556 |
| 2位 | 日本 5,334 | 日本 4,731 | 日本 4,572 | 中国 5,930 | 中国 8,939 | 中国 13,760 |
| 3位 | ドイツ 2,525 | ドイツ 1,892 | ドイツ 2,771 | 日本 5,495 | 日本 5,007 | 日本 5,943 |
| 4位 | フランス 1,573 | 英国 1,497 | 英国 2,324 | ドイツ 3,311 | ドイツ 3,593 | ドイツ 4,361 |
| 5位 | 英国 1,181 | フランス 1,330 | 中国 2,257 | フランス 2,570 | フランス 2,739 | フランス 3,422 |
| 6位 | イタリア 1,132 | 中国 1,198 | フランス 2,140 | 英国 2,297 | 英国 2,490 | 英国 3,245 |
| 7位 | ブラジル 770 | イタリア 1,107 | イタリア 1,789 | ブラジル 2,143 | ブラジル 2,190 | ロシア 3,010 |
| 8位 | 中国 728 | カナダ 739 | カナダ 1,164 | イタリア 2,059 | ロシア 2,118 | ブラジル 2,730 |
| 9位 | カナダ 602 | メキシコ 692 | スペイン 1,133 | インド 1,711 | イタリア 2,068 | イタリア 2,495 |
| 10位 | スペイン 597 | ブラジル 645 | ブラジル 882 | カナダ 1,614 | カナダ 1,825 | インド 2,481 |

出所: IMF World Economic Outlook Database October 2013
※予想は、IMF予想値です。

主要国・地域の実質GDP成長率の推移



出所: IMF World Economic Outlook Database October 2013
※予想は、IMF予想値です。

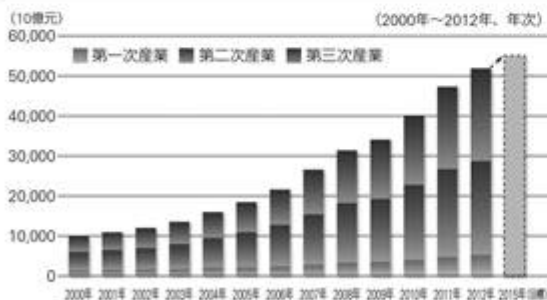
第12次五カ年計画(2011年～2015年)

2011年3月、全国人民代表大会(全人代、日本の国会に相当)において、内需の巨大な潜在力を引き出し、経済の成長を押し上げるような新たな局面を構築する発展目標が示されました。

●●● 経済発展の水準を新たな段階に引き上げ

経済成長率を年平均7%とし、2015年度の名目GDPは55兆元を上回る水準を目指す。

産業別名目GDPの推移



●●● 経済の発展パターンの転換と経済構造の調整

戦略的な新興産業育成とサービス産業の発展を目指す。

●●● 資源の節約と環境保護

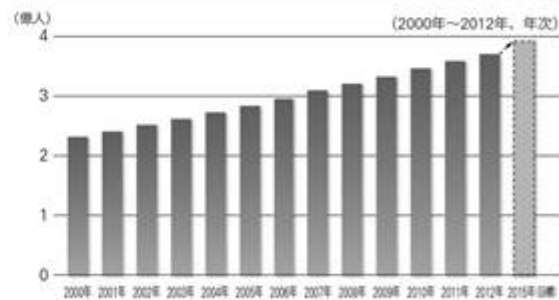
非化石エネルギーの割合を引き上げ、森林面積の増加を目指す。

※上記は主な項目であり、すべてではありません。

●●● 国民生活の改善

5年間で都市部の新規就業者数4,500万人増を目指し、社会保障制度を充実させる。

都市就業者数の推移



●●● 社会的事業の発展

全国民の教育水準の引き上げと研究開発費の対GDP比率を2.2%に引き上げる。

出所: 中国政府発表、CEIC

上記の内容は、現在の中国の経済環境に関する分析であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

内需拡大を加速

●●● 巨大な消費市場

約13億人の人口を有する中国は、経済成長による所得増加で、消費拡大が期待されます。



●●● 中国政府による消費促進政策

内需主導の経済発展を掲げる政府が進める全国の農村部を中心とした消費促進政策を受けて、社会消費品小売販売額は堅調な伸びを示しています。

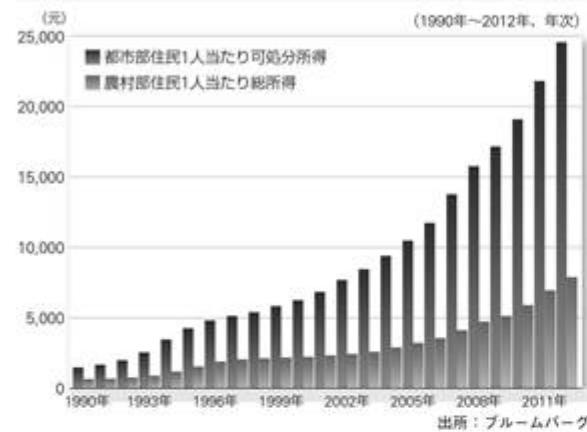
引き続き、政策の継続による消費拡大が期待されます。

中国の社会消費品小売販売額伸び率(対前年同月比)の推移



* 春節(旧暦の正月で、中華圏で最も重要とされる祝祭日。一般に企業は春節の前夜を長期休暇としている。)の影響を除くため、各年1～2月は各月の伸び率の平均値を使用しています。

中国1世帯当たりの可処分所得の推移



インフラ整備を加速

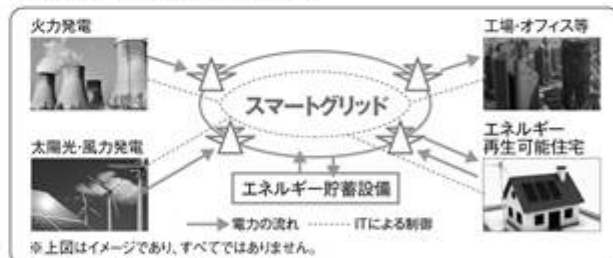
●●● 鉄道網の整備

2020年に鉄道全体の営業距離を12万km、そのうち高速鉄道を1.6万km以上とし、すべての省都と50万人以上の都市を結び全人口の90%をカバーする計画です。

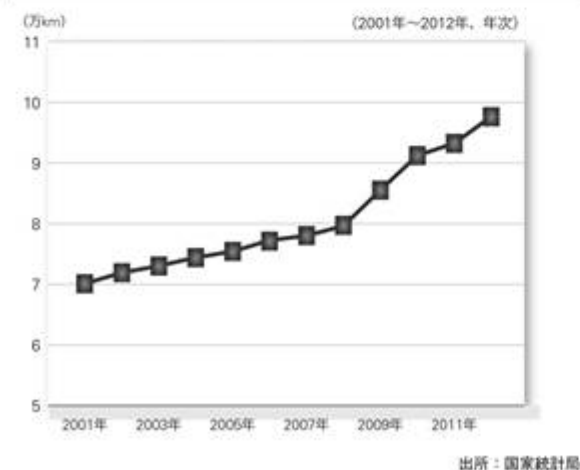


●●● 電力網の整備

経済発展に欠くことのできない電力エネルギーを効率的に供給できる次世代送電網「スマートグリッド」に、4兆元以上投資を行い、2020年までに完成させる計画です。



中国の鉄道営業距離の推移



中国の次世代送電網「スマートグリッド」の投資計画

| 実施・計画年 | 工程 | 投資額 | 概要 |
|-------------|--------|-----------------|-----------------------------------|
| 2009年～2010年 | 計画とテスト | 5,500億元(約9.1兆円) | 計画策定、テクノロジーと管理を決定、研究開発の推進、各拠点でテスト |
| 2011年～2015年 | 全面的な建設 | 2.0兆元(約33.2兆円) | 高圧電源、配電網、初歩的な運営・制御、サービスシステムを構築 |
| 2016年～2020年 | 品質向上 | 1.7兆元(約28.2兆円) | 次世代送電網「スマートグリッド」完成 |

出所: 国家電網

※ 2014年2月末の為替レート(1人民元=16.58円)により円換算

上記の内容は、現在の中国の経済環境に関する分析であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

平成16年2月27日

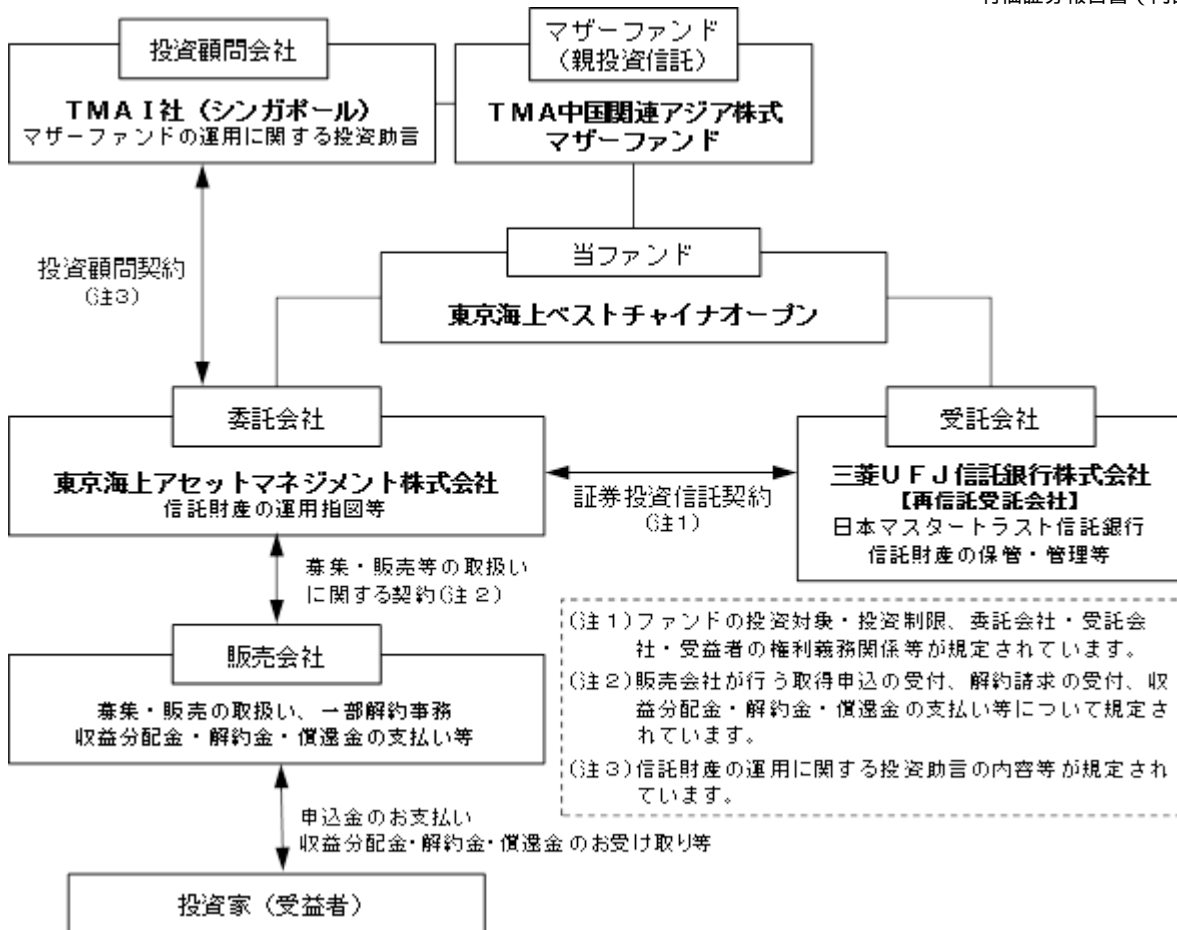
ファンドの設定、運用開始

平成23年11月19日

信託期間終了日を平成26年2月20日から平成29年2月20日に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



* TMA I社は、委託会社の海外現地法人である「Tokio Marine Asset Management International Pte.Ltd」の略称です（以下同じ）。TMA I社は「TMA中国関連アジア株式マザーファンド」の運用に関する投資助言を行います。

委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額 20億円（平成26年2月末日現在）
- ・会社の沿革

| | |
|----------|---|
| 昭和60年12月 | 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立 |
| 昭和62年2月 | 投資顧問業者として登録 |
| 同年6月 | 投資一任業務認可取得 |
| 平成3年4月 | 国内および海外年金の運用受託を開始 |
| 平成10年5月 | 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得 |
| 平成19年9月 | 金融商品取引業者として登録 |
| 平成26年4月 | 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更 |

・大株主の状況（平成26年2月末日現在）

| 株主名 | 住所 | 所有株数 | 所有比率 |
|----------------|-------------------|---------|--------|
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目2番1号 | 38,300株 | 100.0% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1. 基本方針

当ファンドは、主として「TMA中国関連アジア株式マザーファンド」受益証券に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、このほか中国および周辺アジア地域(日本を除く)の企業の株式等に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

主として、中国および周辺アジア地域(日本を除く)企業の株式を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

大量の追加設定または解約が生じたとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては上記のような運用ができない場合があります。

<参考情報> マザーファンドの投資方針、主な投資対象と投資制限(要約)

TMA中国関連アジア株式マザーファンド

<基本方針> 信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

(1) 投資対象

中国および周辺アジア地域(日本を除く)の企業の株式を主要投資対象とします。

(2) 運用方針

中国における経済成長に着目し、その恩恵を享受する企業を中国のみならずその周辺アジア地域から幅広く発掘することにより、高い収益の獲得を目指します。

主として、中国・香港企業の株式、ならびにアジア地域に所在する企業のうち中国関連事業による利益が一定以上ある企業の株式に投資を行います。

運用にあたっては、委託会社の海外現地法人であるTMA I社による綿密な調査・分析に基づいた投資助言をもとに投資判断を行います。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

基本的には株式への組入比率を高位に保ちますが、資金動向、市況動向によっては、株価指数先物取引の活用等により組入比率の調整を機動的に行います。

<投資制限>

(1) 株式への投資割合には、制限を設けません。

(2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

大量の追加設定または解約が生じたとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(1) 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。)

有価証券

デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第26条(先物取引等の運用指図)、第27条(スワップ取引の運用指図)および第28条(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)に定めるものに限り、)

金銭債権(に掲げるものに該当するものを除きます。)

約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

(2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

2. 委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「TMA中国関連アジア株式マザーファンド」の受

益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- (1) 株券または新株引受権証券
 - (2) 国債証券
 - (3) 地方債証券
 - (4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - (5) 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
 - (6) 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - (9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - (10) コマーシャル・ペーパー
 - (11) 新株引受権証券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)
 - (12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
 - (13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - (14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - (15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - (16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
 - (17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - (20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 - (21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - (22) 外国の者に対する権利で上記(21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

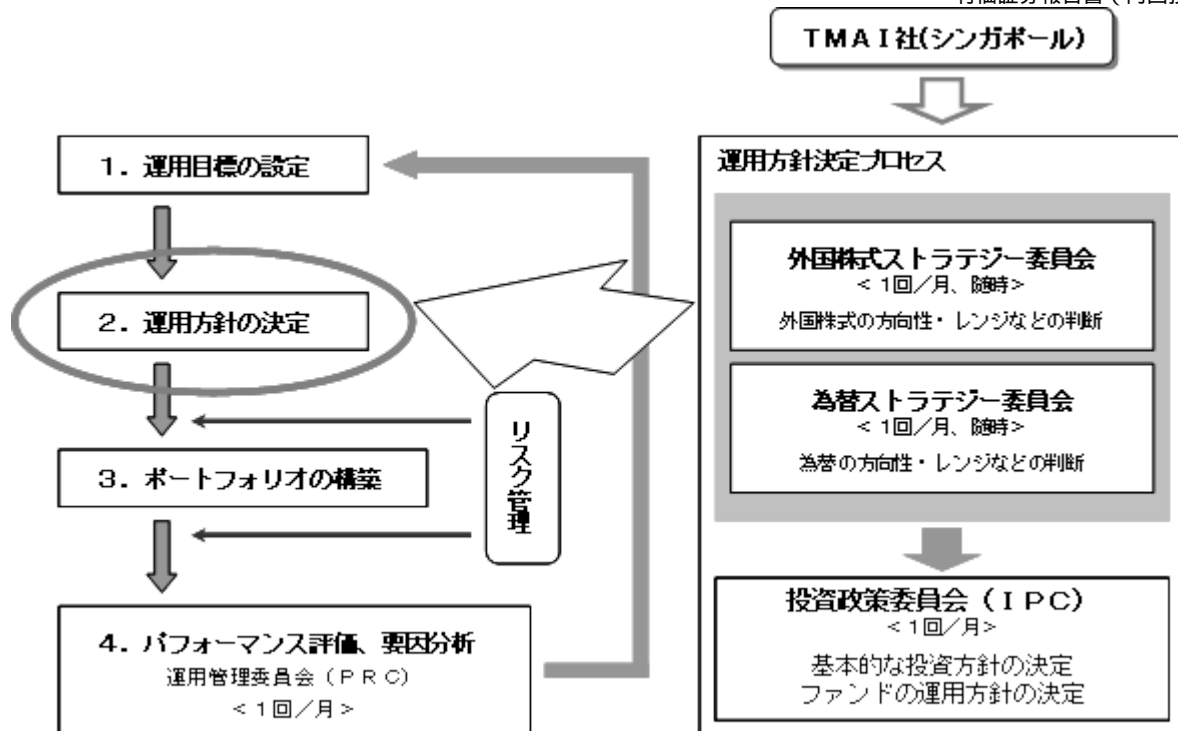
3. 委託会社は、信託金を、上記2.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で上記(5)の権利の性質を有するもの

4. 上記2.の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用は、投資方針に基づき中国およびアジア地域(日本を除く)の企業の株式等に投資します。実質的な運用は、マザーファンドで行います。マザーファンドの運用方針は、毎月開催される投資政策委員会において決定します。



当ファンドは株式運用部グローバル株式運用グループ（9名）が社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。

運用におけるリスク管理は、運用管理室（5名）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（管理本部長を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3.管理体制」をご参照ください）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

本運用の助言会社であるTMAI社は、委託会社の100%子会社です。委託会社においては、TMAI社の運用面について随時モニタリングを行っていることに加えて、システム面・法務面等各種リスク管理状況の確認や内部監査・コンプライアンスチェック等によりTMAI社の経営管理を行っています。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、平成26年3月1日現在）

(4)【分配方針】

年1回（原則として2月20日、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、毎決算時に原則として以下の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みません。）等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。なお、収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、投資方針に基づいて運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費（ ）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費（ ）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

（ ）諸経費とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息をいいます。

計算期末において信託財産に損失が生じた場合は、次期に繰越します。

分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者

(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、お支払いします。なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

運用の基本方針に基づく制限(約款別紙「運用の基本方針」)

- a. 株式の実質投資割合には、制限を設けません。
- b. 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。(以下同じ。)
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- f. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- g. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲(約款第23条)

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引(約款第25条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等(約款第26条)

- a. 委託会社は、日本国内の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。本書において同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。本書において同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。本書において同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

- b. 委託会社は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引(約款第27条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引(約款第28条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

有価証券の貸付(約款第29条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- ・株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ・公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入の指図を行うものとします。

公社債の空売(約款第30条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産において借入れた公社債を含みます。)の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a. の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入(約款第31条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a. の借入の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行えるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により上記b. の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a. の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第32条)

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引(約款第33条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記a.の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みません。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により上記b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入(約款第40条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

1. 投資リスク

以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを組み入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

(1) 価格変動リスク

当ファンドは、主に株式など値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

投資信託は預貯金や保険と異なります。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、投資対象地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

株式市場全体との乖離リスク

当ファンドの基準価額の値動きは、銘柄選定方法および実質株式組入比率(株価指数先物取引等を含みます。)の調整等により、投資対象地域の株式市場全体の動きと異なることがあります。

カントリーリスク

投資対象地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となる場合があります。

また、アジア地域を取巻く社会的・経済的環境は、不透明な場合もあり、各政府は経済を規制または監督する上で大きな影響力を行使することがあります。アジア市場における証券取引所や証券市場、会計基準、財務報告の要件、および法制度は、欧米市場と異なることがあり、このことがより大きなリスク要因となる場合があります。政治・経済の急変に際しては、流動性がより低くなる可能性があ

り、その場合、リスクは高くなります。したがって、当ファンドの基準価額は欧米市場への投資に比べ、より大幅に変動する場合があります。

信用リスク

一般に公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、当ファンドの組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行います。組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

(2) デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

2. その他の留意事項

(1) 一般的な留意事項

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入ください。

- ・投資信託は株式・公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。
- ・投資信託は保険契約および預金ではありません。
- ・投資信託は保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- ・当ファンドは、主に外国株式を実質的な投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れた株式の値動きやそれらの株式の発行者の信用状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
- ・委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

(2) 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(3) その他の留意点

取得申込者から販売会社に申込代金が支払われた場合であっても、販売会社より委託会社に対して申込代金の払込が現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負わず、かつその後、受託会社に払込がなされるまでは、取得申込者は受益権および受益権に付随するいかなる権利も取得しません。

一部解約金、収益分配金および償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売(申込代金の預り等を含みます。)について責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

受託会社は、委託会社に収益分配金、一部解約金および償還金を委託会社の指定する預金口座等へ払い込んだ後は、受益者に対し、それらを支払う責任を負いません。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

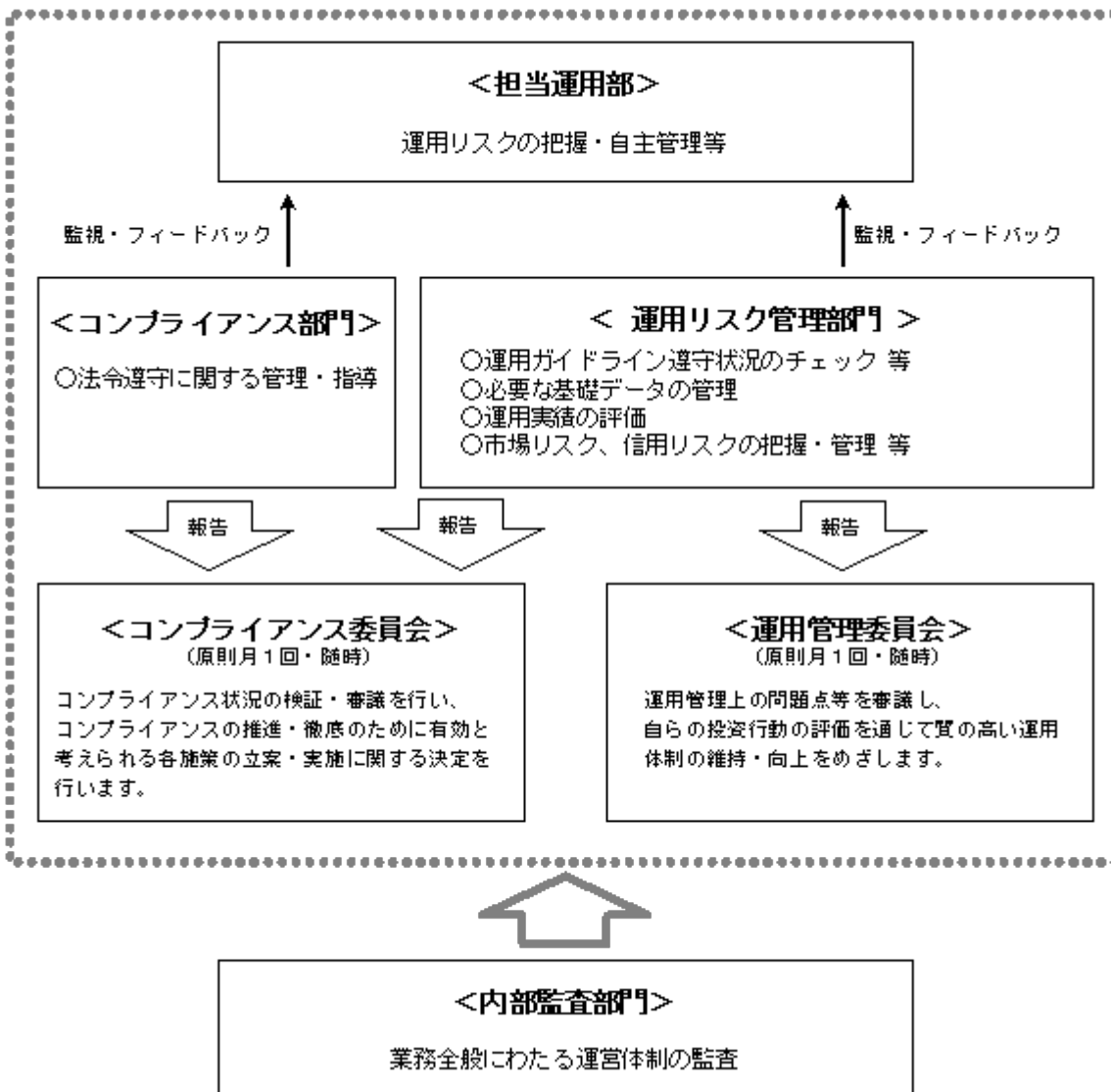
3. 管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。

<リスク管理体制>



4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

発行価格に3.24%（税抜3.0%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税等が含まれます。

自動けいぞく投資コースの収益分配金の再投資により取得する口数については、手数料はありません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金時（解約時）の手数料はありません。

ただし、解約時の解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を差し引いた価額となります。

(3)【信託報酬等】

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率1.62%（税抜1.5%）を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。

の信託報酬(消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分(税抜)については以下の通りとします。なお、委託会社の報酬には、投資顧問会社に支払う報酬が含まれています。

| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|---------|---------|---------|
| 年率0.72% | 年率0.72% | 年率0.06% |

(4)【その他の手数料等】

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)は毎日、純資産総額に対し、年率0.0486%(税抜0.045%)を乗じて得た金額(ただし、年48.6万円(税抜45万円)の1日分相当額を上限とします。)を計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用(消費税等相当額を含みます。)ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用等(全て消費税等相当額を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者たる個人または内国法人である受益者に対する課税については、株式投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、以下は一般的な記載に過ぎませんので、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

<個人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も配当控除の適用はありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、20.315%(所得税15.315%、地方税5%)となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)(1)は課税されません。

解約時および償還時の譲渡益(解約時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益)は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税が行われます。譲渡所得等については、20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます(特定口座(源泉徴収選択口座)での取扱いも可能です。)

なお、解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の譲渡益については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託や上場株式等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<法人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」(2)超過額については、15.315%の税率による所得税の源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)(1)は課税されません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

- (1) 「元本払戻金（特別分配金）」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
- (2) 「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、元本払戻金（特別分配金）が支払われた際に調整されます。

5【運用状況】

以下は平成26年2月28日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

| 資産の種類 | 地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|------------------------|----|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 1,663,686,979 | 100.03 |
| コール・ローン等、その他の資産（負債控除後） | | 579,484 | 0.03 |
| 合計（純資産総額） | | 1,663,107,495 | 100.00 |

（ご参考：親投資信託の投資状況）

当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

TMA中国関連アジア株式マザーファンド

| 資産の種類 | 地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|------------------------|---------|---------------|---------|
| 株式 | アメリカ | 153,347,627 | 9.21 |
| | バミューダ | 138,856,292 | 8.34 |
| | 香港 | 121,344,811 | 7.29 |
| | シンガポール | 15,746,540 | 0.94 |
| | 中華人民共和国 | 708,301,913 | 42.57 |
| | ケイマン | 420,309,114 | 25.26 |
| | 小計 | 1,557,906,297 | 93.64 |
| コール・ローン等、その他の資産（負債控除後） | | 105,747,574 | 6.35 |
| 合計（純資産総額） | | 1,663,653,871 | 100.00 |

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 主要銘柄の明細

| 順位 | 銘柄名 | 地域 | 種類 | 口数 | 帳簿価額 | | 評価額 | | 投資比率（％） |
|----|---------------------|----|-----------|-------------|--------|---------------|--------|---------------|---------|
| | | | | | 単価（円） | 金額（円） | 単価（円） | 金額（円） | |
| 1 | TMA中国関連アジア株式マザーファンド | 日本 | 親投資信託受益証券 | 832,217,988 | 2.0101 | 1,672,922,290 | 1.9991 | 1,663,686,979 | 100.03 |

b. 投資有価証券の種類

| 種類 | 投資比率（％） |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 100.03 |
| 合計 | 100.03 |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(ご参考：親投資信託の投資資産)

投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

T M A 中国関連アジア株式マザーファンド

| 順位 | 銘柄名 | 地域 | 業種 | 種類 | 株式数 | 帳簿価額 | | 評価額 | | 投資比率(%) |
|----|--|---------|------------------------|----|-----------|-----------|-------------|-----------|-------------|---------|
| | | | | | | 単価(円) | 金額(円) | 単価(円) | 金額(円) | |
| 1 | TENCENT HOLDINGS LTD | ケイマン | ソフトウェア・サービス | 株式 | 19,700 | 7,654.05 | 150,784,785 | 8,100.81 | 159,585,957 | 9.59 |
| 2 | China Gas Holdings Ltd | バミューダ | 公益事業 | 株式 | 520,000 | 149.04 | 77,502,216 | 161.09 | 83,770,128 | 5.03 |
| 3 | Industrial & Commercial Bank of China | 中華人民共和国 | 銀行 | 株式 | 1,282,000 | 63.59 | 81,532,123 | 61.49 | 78,836,846 | 4.73 |
| 4 | Ping An Insurance Group Co | 中華人民共和国 | 保険 | 株式 | 88,000 | 865.92 | 76,201,488 | 833.07 | 73,310,688 | 4.40 |
| 5 | CHINA STATE CONSTRUCTION INT | ケイマン | 資本財 | 株式 | 412,000 | 183.17 | 75,466,699 | 175.55 | 72,326,764 | 4.34 |
| 6 | CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H | 中華人民共和国 | 保険 | 株式 | 186,600 | 369.23 | 68,899,064 | 353.46 | 65,956,755 | 3.96 |
| 7 | PETROCHINA CO LTD | 中華人民共和国 | エネルギー | 株式 | 584,000 | 104.46 | 61,006,392 | 107.09 | 62,541,144 | 3.75 |
| 8 | Agricultural Bank of China Ltd | 中華人民共和国 | 銀行 | 株式 | 1,273,000 | 45.85 | 58,377,997 | 44.15 | 56,203,459 | 3.37 |
| 9 | HuaNeng renewables Corp Ltd | 中華人民共和国 | 公益事業 | 株式 | 1,164,000 | 40.49 | 47,133,462 | 45.33 | 52,767,612 | 3.17 |
| 10 | Weifu High-Technology | 中華人民共和国 | 自動車・自動車部品 | 株式 | 159,113 | 341.37 | 54,317,550 | 308.78 | 49,132,503 | 2.95 |
| 11 | CHINA PHARMACEUTICAL GROUP LIMITED | 香港 | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 株式 | 526,000 | 87.24 | 45,893,289 | 91.98 | 48,381,480 | 2.90 |
| 12 | CHINA EVERBRIGHT INTL LTD | 香港 | 商業・専門サービス | 株式 | 328,000 | 139.54 | 45,771,350 | 146.90 | 48,184,905 | 2.89 |
| 13 | China Petroleum & Chemical Corp | 中華人民共和国 | エネルギー | 株式 | 524,000 | 87.42 | 45,808,502 | 91.84 | 48,128,666 | 2.89 |
| 14 | BAIDU INC - SPON ADR | アメリカ | ソフトウェア・サービス | 株式 | 2,500 | 17,704.93 | 44,262,348 | 18,239.10 | 45,597,762 | 2.74 |
| 15 | WUXI PHARMATECH CAYMAN-ADR | アメリカ | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 株式 | 9,900 | 3,736.10 | 36,987,399 | 3,984.83 | 39,449,862 | 2.37 |
| 16 | MELCO CROWN ENTERTAINMENT LTD | アメリカ | 消費者サービス | 株式 | 8,700 | 4,304.92 | 37,452,857 | 4,394.63 | 38,233,310 | 2.29 |
| 17 | New China Life Insurance Company Limited | 中華人民共和国 | 保険 | 株式 | 114,200 | 327.18 | 37,364,641 | 317.98 | 36,314,229 | 2.18 |
| 18 | SINO BIOPHARMACEUTICAL | ケイマン | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 株式 | 368,000 | 91.58 | 33,703,574 | 93.81 | 34,525,612 | 2.07 |
| 19 | China Cinda Asset Management Company Ltd | 中華人民共和国 | 各種金融 | 株式 | 567,000 | 63.07 | 35,761,824 | 60.70 | 34,420,755 | 2.06 |

| | | | | | | | | | | |
|----|--|---------|------------------------|----|---------|----------|------------|----------|------------|------|
| 20 | Sands China Ltd | ケイマン | 消費者サービス | 株式 | 39,200 | 760.80 | 29,823,595 | 858.69 | 33,661,000 | 2.02 |
| 21 | Shanghai Fudan-Zhangjiang Bio-pharmaceut | 中華人民共和国 | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 株式 | 299,000 | 102.75 | 30,723,685 | 103.80 | 31,037,994 | 1.86 |
| 22 | NEW ORIENTAL EDUCATION & TECHNOLOGY GROU | アメリカ | 消費者サービス | 株式 | 10,500 | 3,351.78 | 35,193,765 | 2,863.49 | 30,066,693 | 1.80 |
| 23 | Sinopec Kantons Holdings Ltd | バミューダ | エネルギー | 株式 | 272,000 | 110.37 | 30,022,272 | 110.50 | 30,058,012 | 1.80 |
| 24 | Shanghai Fosun Pharmaceutical (Group) Co | 中華人民共和国 | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 株式 | 82,000 | 358.06 | 29,361,330 | 362.00 | 29,684,574 | 1.78 |
| 25 | Tenwow International Holdings Limited | ケイマン | 食品・生活必需品小売り | 株式 | 686,000 | 43.36 | 29,746,332 | 42.17 | 28,935,068 | 1.73 |
| 26 | Hilong Holding Ltd. | ケイマン | エネルギー | 株式 | 362,000 | 83.04 | 30,062,217 | 75.42 | 27,303,343 | 1.64 |
| 27 | China Galaxy Securities Co Ltd | 中華人民共和国 | 各種金融 | 株式 | 408,000 | 69.24 | 28,253,102 | 63.33 | 25,840,598 | 1.55 |
| 28 | Green Seal Holding Ltd | ケイマン | 素材 | 株式 | 39,000 | 649.99 | 25,349,931 | 657.15 | 25,628,850 | 1.54 |
| 29 | BEIJING ENTERPRISES WATER GR | バミューダ | 公益事業 | 株式 | 367,000 | 63.86 | 23,436,766 | 68.19 | 25,028,152 | 1.50 |
| 30 | China Mobile Ltd | 香港 | 電気通信サービス | 株式 | 25,500 | 966.11 | 24,635,953 | 971.70 | 24,778,426 | 1.48 |

b. 投資有価証券の種類

T M A 中国関連アジア株式マザーファンド

| 種類 | 国内 / 国外 | 業種 | 投資比率 (%) |
|------|---------|------------------------|----------|
| 株式 | 国外 | エネルギー | 10.10 |
| | | 素材 | 2.80 |
| | | 資本財 | 5.67 |
| | | 商業・専門サービス | 2.89 |
| | | 自動車・自動車部品 | 4.21 |
| | | 消費者サービス | 7.09 |
| | | 食品・生活必需品小売り | 1.73 |
| | | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 11.00 |
| | | 銀行 | 8.11 |
| | | 各種金融 | 3.62 |
| | | 保険 | 10.55 |
| | | ソフトウェア・サービス | 12.33 |
| | | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 1.33 |
| | | 電気通信サービス | 1.48 |
| 公益事業 | 10.65 | | |
| 合計 | | | 93.64 |

投資不動産物件

T M A 中国関連アジア株式マザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

T M A 中国関連アジア株式マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| 期 | 年月日 | 純資産総額 (百万円) (分配落) | 純資産総額 (百万円) (分配付) | 1口当たり 純資産額(円) (分配落) | 1口当たり 純資産額(円) (分配付) |
|-----|---------------|-------------------------|-------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 1期 | (平成17年 2月21日) | 6,702 | 6,702 | 0.9555 | 0.9555 |
| 2期 | (平成18年 2月20日) | 6,864 | 7,036 | 1.1177 | 1.1457 |
| 3期 | (平成19年 2月20日) | 8,049 | 8,552 | 1.5667 | 1.6646 |
| 4期 | (平成20年 2月20日) | 6,327 | 6,517 | 1.6244 | 1.6732 |
| 5期 | (平成21年 2月20日) | 2,434 | 2,434 | 0.7675 | 0.7675 |
| 6期 | (平成22年 2月22日) | 3,661 | 4,185 | 1.0484 | 1.1984 |
| 7期 | (平成23年 2月21日) | 3,493 | 3,579 | 1.0157 | 1.0407 |
| 8期 | (平成24年 2月20日) | 2,340 | 2,340 | 0.7675 | 0.7675 |
| 9期 | (平成25年 2月20日) | 2,364 | 2,364 | 0.9647 | 0.9647 |
| 10期 | (平成26年 2月20日) | 1,592 | 1,724 | 1.2114 | 1.3114 |
| | 平成25年 2月末日 | 2,246 | - | 0.9248 | - |
| | 3月末日 | 2,228 | - | 0.9493 | - |
| | 4月末日 | 2,234 | - | 1.0067 | - |
| | 5月末日 | 2,250 | - | 1.0919 | - |
| | 6月末日 | 1,949 | - | 0.9787 | - |
| | 7月末日 | 1,933 | - | 1.0435 | - |
| | 8月末日 | 1,886 | - | 1.0570 | - |
| | 9月末日 | 1,844 | - | 1.0980 | - |
| | 10月末日 | 1,817 | - | 1.1524 | - |
| | 11月末日 | 1,900 | - | 1.2899 | - |
| | 12月末日 | 1,843 | - | 1.3639 | - |
| | 平成26年 1月末日 | 1,693 | - | 1.2813 | - |
| | 2月末日 | 1,663 | - | 1.2041 | - |

【分配の推移】

| 期 | 1口当たりの分配金(円) |
|-----|--------------|
| 1期 | 0.0000 |
| 2期 | 0.0300 |
| 3期 | 0.1000 |
| 4期 | 0.0500 |
| 5期 | 0.0000 |
| 6期 | 0.1500 |
| 7期 | 0.0250 |
| 8期 | 0.0000 |
| 9期 | 0.0000 |
| 10期 | 0.1000 |

【収益率の推移】

| 期 | 年月日 | 収益率(%) (分配付) |
|----|---------------|--------------|
| 1期 | (平成17年 2月21日) | 4.5 |

| | | |
|-----|---------------|------|
| 2期 | (平成18年 2月20日) | 19.9 |
| 3期 | (平成19年 2月20日) | 48.9 |
| 4期 | (平成20年 2月20日) | 6.8 |
| 5期 | (平成21年 2月20日) | 52.8 |
| 6期 | (平成22年 2月22日) | 56.1 |
| 7期 | (平成23年 2月21日) | 0.7 |
| 8期 | (平成24年 2月20日) | 24.4 |
| 9期 | (平成25年 2月20日) | 25.7 |
| 10期 | (平成26年 2月20日) | 35.9 |

(4) 【設定及び解約の実績】

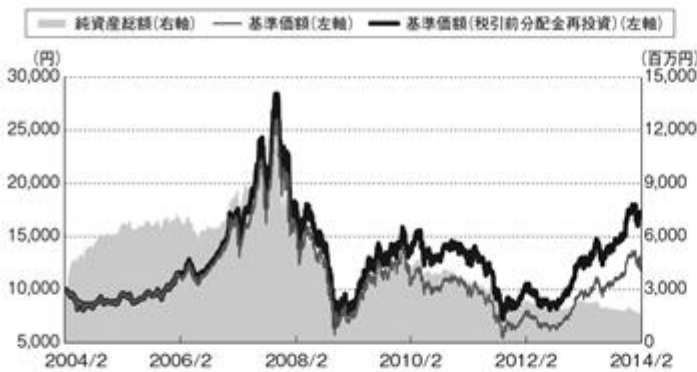
| 期 | 設定口数(口) | 解約口数(口) | 発行済み口数(口) |
|-----|---------------|---------------|---------------|
| 1期 | 7,385,035,437 | 370,834,233 | 7,014,201,204 |
| 2期 | 1,630,974,596 | 2,503,271,502 | 6,141,904,298 |
| 3期 | 1,459,573,791 | 2,463,434,757 | 5,138,043,332 |
| 4期 | 1,944,231,902 | 3,187,126,830 | 3,895,148,404 |
| 5期 | 352,543,511 | 1,076,394,690 | 3,171,297,225 |
| 6期 | 1,110,628,307 | 789,251,358 | 3,492,674,174 |
| 7期 | 972,052,626 | 1,025,374,005 | 3,439,352,795 |
| 8期 | 236,968,924 | 626,293,711 | 3,050,028,008 |
| 9期 | 86,646,423 | 685,789,631 | 2,450,884,800 |
| 10期 | 230,640,971 | 1,366,853,635 | 1,314,672,136 |

< 参考情報 >

(平成26年 2月28日現在)

基準価額、パフォーマンス等の状況

基準価額・純資産総額の推移



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
 ※基準価額は1万口当たりで表示しています。
 ※上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
 ※設定日は2004年2月27日です。

基準価額・純資産総額

| | |
|-------|----------|
| 基準価額 | 12,041円 |
| 純資産総額 | 1,663百万円 |

騰落率(税引前分配金再投資、%)

| ファンド | 1ヵ月 | 3ヵ月 | 6ヵ月 | 1年 | 3年 | 設定来 |
|------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| | +1.73 | +1.05 | +23.32 | +40.95 | +36.95 | +71.90 |

※ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の投資家利回りとは異なります。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

| | | |
|-------|------------|--------|
| 第6期 | 2010年2月22日 | 1,500円 |
| 第7期 | 2011年2月21日 | 250円 |
| 第8期 | 2012年2月20日 | 0円 |
| 第9期 | 2013年2月20日 | 0円 |
| 第10期 | 2014年2月20日 | 1,000円 |
| 設定来累計 | | 4,550円 |

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。
 分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

資産構成

| 資産名 | 比率(%) |
|---------|-------|
| 外国株式 | 93.6 |
| 中国A株連動債 | 0.0 |
| 短期金融資産等 | 6.4 |
| 合計 | 100.0 |

純資産総額 1,664百万円

通貨別投資比率

| 通貨名 | 比率(%) |
|-----------|-------|
| 香港ドル | 82.0 |
| 台湾ドル | 1.8 |
| 韓国ウォン | 0.0 |
| シンガポール・ドル | 0.9 |
| 米ドル | 9.2 |
| 日本円 | 6.0 |

市場別投資比率

| 市場名 | 比率(%) |
|-----------|-------|
| 香港 | 79.0 |
| 台湾 | 1.5 |
| 韓国 | 0.0 |
| シンガポール | 0.9 |
| 深センB株 | 3.0 |
| 上海B株 | 0.0 |
| 中国A株(連動債) | 0.0 |
| その他 | 9.2 |

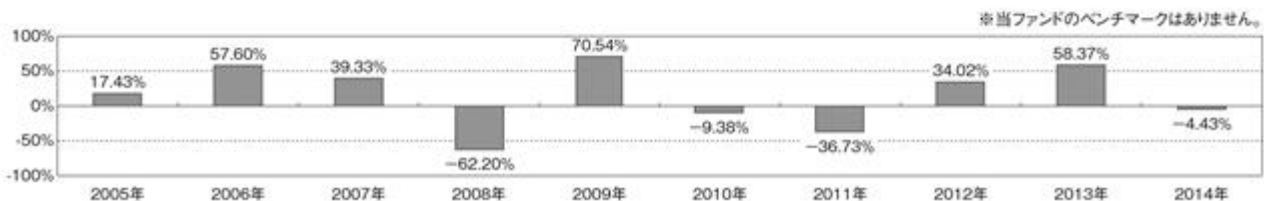
組入上位10銘柄

| 銘柄名 | 地域 | 比率(%) |
|-------------------------------------|----|-------|
| 1 騰訊(テンセン・ホールディングス) | 中国 | 9.6 |
| 2 中国燃気(チャイナ・ガス・ホールディングス) | 香港 | 5.0 |
| 3 中国工商銀行 | 中国 | 4.7 |
| 4 中国平安保険(集団)(ピンアン・インシュアランス) | 中国 | 4.4 |
| 5 中国建築国際集団(チャイナ・ステート・コンストラクション) | 香港 | 4.3 |
| 6 中国太平洋保険(集団)(チャイナ・パシフィック・インシュアランス) | 中国 | 4.0 |
| 7 中国石油(ペトロチャイナ) | 中国 | 3.8 |
| 8 中国農業銀行 | 中国 | 3.4 |
| 9 華能新エネルギー(ホアノン・リニューアブルズ) | 中国 | 3.2 |
| 10 無錫威孚高科技(ウェイフハイテック) | 中国 | 3.0 |

組入銘柄数 36

※短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。※比率は、純資産総額に占める割合です。
 ※外国株式には不動産投資信託証券(REIT)、DR(預託証券)を含む場合があります。

年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。
 ※当年は昨年末と基準日の騰落率です。※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

※最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
 ※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- 毎営業日にお申込みを受け付けます。ただし、お申込み日が香港、上海および台湾の証券取引所のいずれかの休業日に該当する日には、お申込みの受付を行いません。
- 申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

一般コース

分配金を受け取るコースです。

| | |
|-------------|--------------------------------|
| 自動けいぞく投資コース | 分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。 |
|-------------|--------------------------------|

- c. 販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、自動けいぞく投資コースにおける収益分配金の再投資に際しては、1口単位で取得することができます。
- d. 取得申込の受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱いとなります。
- e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。
 取得申込受付日の翌営業日の基準価額
 基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクにお問い合わせることにより知ることができます。
 委託会社のお問い合わせ先(委託会社サービスデスク)
 東京海上アセットマネジメント サービスデスク
 0120-712-016(土日祝日・年末年始を除く9時~17時)
- f. 申込手数料は、発行価格に3.24%(税抜3.0%)の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- g. 上記にかかわらず、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
- h. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- i. 定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金(解約)手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求(解約請求)の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b. ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。
- c. 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。ただし、解約請求日が香港、上海および台湾の証券取引所のいずれかの休業日に該当する日には、お申込みの受付を行いません。
- d. 解約単位は、販売会社やお申込みのコース等によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- e. 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取扱いします。
- f. 解約時の価額(解約価額)は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)を差し引いた価額とします。
- g. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクにお問い合わせることにより知ることができます。
- h. 解約にかかる手数料はありません。
- i. 解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から、お支払いします。
- j. 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- k. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- l. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- a. 基準価額は、受益権1口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象資産の評価方法>

| 対象 | 評価方法 |
|-----------------|---|
| マザーファンド 受益証券 | 原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。 |
| 株式 | 原則として、上場されている取引所における計算日（外国株式の場合は、計算時に知り得る直近の日）の最終相場で評価します。 |
| 先物取引 | 国内取引所に上場されているものは、当該取引所が発表する計算日の清算値段または証拠金算定基準値段で評価します。 海外取引所に上場されているものは、当該海外取引所が発表する計算日に知りうる直近の日の清算価格または最終相場で評価するものとします。 |

- c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、平成16年2月27日から平成29年2月20日までとします。ただし、後記「(5)その他 信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年2月21日から翌年2月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（ ）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

（ ）法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は、1ヵ月以上の一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。
- d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.の信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、信託契約を解約しないこととしたときは、解約をしない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 上記c.からe.の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c.の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は適用しません。
- g. 信託契約を解約する場合において、上記c.の一定の期間内に異議を申し出た受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「信託約款の変更」d.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 委託会社は、受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した後、あるいは裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、あらかじめ、監督官庁に届出のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、信託約款を変更することができます。
- b. 変更事項のうち、その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は、1ヵ月以上の一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。
- d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.の約款変更を行いません。その場合には、委託会社は、内閣府令で定めるところにより、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- e. その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当する信託約款の変更を行う場合において、上記c.の一定の期間内に異議を申し出た受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記b.からd.の規定にしたがいます。

関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社との投資助言契約は、当ファンドの信託期間を契約の期間としています。ただし、期間満了前であっても、当事者間が書面で合意することにより、特定の期日をもって契約を終了することができます。

運用報告書

毎決算時および償還時、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は、知っている受益者に対して、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。なお、期間中に行った信託約款の変更等のうち、委託会社が重要と判断した事項については、運用報告書に記載します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(<http://www.tokiomarineam.co.jp/>)に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

a. 収益分配金の請求権

収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし)に、お支払いします。ただし、受益者が収益分配金について、上記に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。なお、自動けいぞく投資コースの収益分配金は、税金を差し引いた後、

自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b. 償還金の請求権

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日まで)から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

c. 換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

d. 買取請求権

信託契約を解約して信託を終了させるとき、および信託約款の変更を行う場合において、その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当するときは、委託会社によって定められた期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第10期計算期間(平成25年2月21日から平成26年2月20日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

東京海上ベストチャイナオープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第9期 [平成25年 2月20日現在] | 第10期 [平成26年 2月20日現在] |
|-----------------|------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 親投資信託受益証券 | 2,364,403,027 | 1,592,605,982 |
| 未収入金 | 23,930,577 | 146,444,160 |
| 流動資産合計 | 2,388,333,604 | 1,739,050,142 |
| 資産合計 | 2,388,333,604 | 1,739,050,142 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | - | 131,467,213 |
| 未払解約金 | 7,421,538 | 162,894 |
| 未払受託者報酬 | 650,914 | 583,115 |
| 未払委託者報酬 | 15,621,875 | 13,994,688 |
| その他未払費用 | 236,250 | 236,250 |
| 流動負債合計 | 23,930,577 | 146,444,160 |
| 負債合計 | 23,930,577 | 146,444,160 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1 2,450,884,800 | 1 1,314,672,136 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 2 86,481,773 | 2 277,933,846 |
| （分配準備積立金） | 80,269,241 | 18,142,747 |
| 元本等合計 | 2,364,403,027 | 1,592,605,982 |
| 純資産合計 | 2,364,403,027 | 1,592,605,982 |
| 負債純資産合計 | 2,388,333,604 | 1,739,050,142 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第9期 | | 第10期 | |
|---|--------------------------------|--------------------|--------------------------------|--------------------|
| | 自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月20日 | | 自 平成25年 2月21日 至 平成26年 2月20日 | |
| 営業収益 | | | | |
| 有価証券売買等損益 | | 503,248,615 | | 636,419,856 |
| 営業収益合計 | | 503,248,615 | | 636,419,856 |
| 営業費用 | | | | |
| 受託者報酬 | | 1,301,991 | | 1,255,531 |
| 委託者報酬 | | 31,247,838 | | 30,132,671 |
| その他費用 | | 472,500 | | 472,500 |
| 営業費用合計 | | 33,022,329 | | 31,860,702 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | | 470,226,286 | | 604,559,154 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | | 470,226,286 | | 604,559,154 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | | 470,226,286 | | 604,559,154 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | | 11,737,314 | | 205,790,169 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | | 709,227,859 | | 86,481,773 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 160,442,909 | | 97,113,847 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 160,442,909 | | 36,851,244 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | - | | 60,262,603 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 19,660,423 | | - |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | - | | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 19,660,423 | | - |
| 分配金 | | 1 - | | 1 131,467,213 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | | 86,481,773 | | 277,933,846 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分 | 第10期 | |
|-----------------|---|--|
| | 自 平成25年 2月21日 至 平成26年 2月20日 | |
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 | |

(貸借対照表に関する注記)

| 区 分 | 第9期 | 第10期 |
|-----------------------|---|-----------------|
| | [平成25年 2月20日現在] | [平成26年 2月20日現在] |
| 1. 1 期首元本額 | 3,050,028,008円 | 2,450,884,800円 |
| 期中追加設定元本額 | 86,646,423円 | 230,640,971円 |
| 期中一部解約元本額 | 685,789,631円 | 1,366,853,635円 |
| 2. 1 計算期間末日における受益権の総数 | 2,450,884,800口 | 1,314,672,136口 |
| 3. 2 元本の欠損 | 純資産額が元本総額を下回っており、その差額は86,481,773円であります。 | |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第9期 | 第10期 |
|---|---|
| 自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月20日 | 自 平成25年 2月21日 至 平成26年 2月20日 |
| 1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(40,202,423円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(795,164,930円)及び分配準備積立金(40,066,818円)より、分配対象額は875,434,171円(1万口当たり3,571.89円)であります。分配を行っておりません。 | 1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(20,542,342円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(91,293,582円)、投資信託約款に規定される収益調整金(432,587,443円)及び分配準備積立金(37,774,036円)より、分配対象額は582,197,403円(1万口当たり4,428.45円)であり、うち131,467,213円(1万口当たり1,000円)を分配金額としております。 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 第9期 | 第10期 |
|-----|--------------------------------|--------------------------------|
| | 自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月20日 | 自 平成25年 2月21日 至 平成26年 2月20日 |
| | | |

| | | |
|-------------------|--|----|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及びそのリスク | 当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。 | 同左 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。 | 同左 |

・金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | 第9期 [平成25年 2月20日現在] | 第10期 [平成26年 2月20日現在] |
|-----------------------------------|---|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 時価で計上しているため、その差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 | (1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 | (1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 |

| | | |
|----------------------------|---|--------------------------------|
| | (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 | (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

(有価証券に関する注記)

第9期(自平成24年2月21日 至平成25年2月20日)

売買目的有価証券

(単位:円)

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----------|-------------------|
| 親投資信託受益証券 | 527,397,715 |
| 合計 | 527,397,715 |

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第10期(自平成25年2月21日 至平成26年2月20日)

売買目的有価証券

(単位:円)

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----------|-------------------|
| 親投資信託受益証券 | 388,806,934 |
| 合計 | 388,806,934 |

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

| 第9期 [平成25年 2月20日現在] | | 第10期 [平成26年 2月20日現在] | |
|------------------------|---------|-------------------------|----------|
| 1口当たり純資産額 | 0.9647円 | 1口当たり純資産額 | 1.2114円 |
| (1万口当たり純資産額) | 9,647円) | (1万口当たり純資産額) | 12,114円) |

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|----|----|------|-----|----|
|----|----|------|-----|----|

| | | | | |
|---------------|----------------------------|-------------|---------------|--|
| 親投資信託 受益証券 | T M A 中国関連アジア株式 マザーファンド | 792,144,234 | 1,592,605,982 | |
| 親投資信託受益証券 合計 | | 792,144,234 | 1,592,605,982 | |
| 合計 | | 792,144,234 | 1,592,605,982 | |

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

(ご参考)

当ファンドは、「T M A 中国関連アジア株式マザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「T M A 中国関連アジア株式マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

| | | [平成25年 2月20日現在] | [平成26年 2月20日現在] |
|-------------|----------|-----------------|-----------------|
| 区 分 | 注記 番号 | 金額(円) | 金額(円) |
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 預金 | | 6,792,398 | 26,422,017 |
| コール・ローン | | 42,872,981 | 202,570,497 |
| 株式 | | 2,313,889,296 | 1,530,480,143 |
| 未収入金 | | 24,833,724 | |
| 未収配当金 | | | 847,959 |
| 未収利息 | | 78 | 285 |
| 流動資産合計 | | 2,388,388,477 | 1,760,320,901 |
| 資産合計 | | 2,388,388,477 | 1,760,320,901 |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 派生商品評価勘定 | | 199 | |
| 未払金 | | | 21,280,848 |
| 未払解約金 | | 23,930,577 | 146,444,160 |
| 流動負債合計 | | 23,930,776 | 167,725,008 |
| 負債合計 | | 23,930,776 | 167,725,008 |
| 純資産の部 | | | |
| 元本等 | | | |
| 元本 | 1 | 1,623,234,263 | 792,144,234 |
| 剰余金 | | | |
| 剰余金又は欠損金() | | 741,223,438 | 800,451,659 |
| 元本等合計 | | 2,364,457,701 | 1,592,595,893 |
| 純資産合計 | | 2,364,457,701 | 1,592,595,893 |

| | | | |
|---------|--|---------------|---------------|
| 負債純資産合計 | | 2,388,388,477 | 1,760,320,901 |
|---------|--|---------------|---------------|

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分 | 自 平成25年 2月21日 至 平成26年 2月20日 |
|----------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には、発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。 |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 区 分 | [平成25年 2月20日現在] | [平成26年 2月20日現在] |
|--|-----------------|-----------------|
| 1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 | 2,050,276,035円 | 1,623,234,263円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 57,829,797円 | 151,161,592円 |
| 同期中における一部解約元本額 | 484,871,569円 | 982,251,621円 |
| 同期末における元本額 | 1,623,234,263円 | 792,144,234円 |
| 元本の内訳* | | |
| 東京海上ベストチャイナオープン | 1,623,234,263円 | 792,144,234円 |
| 計 | 1,623,234,263円 | 792,144,234円 |
| 2. 1 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数 | 1,623,234,263口 | 792,144,234口 |

(注) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月20日 | 自 平成25年 2月21日 至 平成26年 2月20日 |
|-------------------|--|--------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及びそのリスク | 当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には、為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。 | 同左 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。 | 同左 |

・金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | [平成25年 2月20日現在] | [平成26年 2月20日現在] |
|-----------------------------------|---|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 時価で計上しているため、その差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 | (1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。 | (1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 |

| | | |
|----------------------------|--|--------------------------------|
| | (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 | (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 | 同左 |

(有価証券に関する注記)

(自 平成24年2月21日 至 平成25年2月20日)

売買目的有価証券

(単位：円)

| 種類 | 当期間の損益に含まれた評価差額 |
|----|-----------------|
| 株式 | 164,499,045 |
| 合計 | 164,499,045 |

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(平成24年2月21日から平成25年2月20日まで)を指しております。

(自 平成25年2月21日 至 平成26年2月20日)

売買目的有価証券

(単位：円)

| 種類 | 当期間の損益に含まれた評価差額 |
|----|-----------------|
| 株式 | 160,613,829 |
| 合計 | 160,613,829 |

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(平成25年2月21日から平成26年2月20日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成25年2月20日現在)

(単位：円)

| 区分 | 種類 | 契約額等 | うち1年超 | 時価 | 評価損益 |
|-------------------|--------|------------|-------|------------|------|
| | | | | | |
| 市場取引 以外の 取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 売建 | 24,000,417 | | 24,000,616 | 199 |
| | 香港ドル | 24,000,417 | | 24,000,616 | 199 |
| 合計 | | 24,000,417 | | 24,000,616 | 199 |

(注)1.時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2.換算において円未満の端数は切り捨てております。

3.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(平成26年2月20日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

| [平成25年 2月20日現在] | | [平成26年 2月20日現在] | |
|-----------------|----------|-----------------|----------|
| 1口当たり純資産額 | 1.4566円 | 1口当たり純資産額 | 2.0105円 |
| (1万口当たり純資産額) | 14,566円) | (1万口当たり純資産額) | 20,105円) |

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

| 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|--|---------|--------|-------------------------------|----|
| | | 単価 | 金額 | |
| 米ドル | 株 | 米ドル | 米ドル | |
| MELCO CROWN ENTERTAINMENT LTD | 8,700 | 42.23 | 367,401.00 | |
| NEW ORIENTAL EDUCATION & TECHNOLOGY GROU | 10,500 | 32.88 | 345,240.00 | |
| WUXI PHARMATECH CAYMAN-ADR | 9,900 | 36.65 | 362,835.00 | |
| E-HOUSE CHINA HOLDINGS-ADS | 16,700 | 13.21 | 220,607.00 | |
| BAIDU INC - SPON ADR | 2,500 | 173.68 | 434,200.00 | |
| 米ドル小計 | 48,300 | | 1,730,283.00 (176,956,042) | |
| | 銘柄数 | 5 | | |
| | 比率 | 11.1% | 11.6% | |
| 香港ドル | 株 | 香港ドル | 香港ドル | |
| Hilong Holding Ltd. | 362,000 | 6.32 | 2,287,840.00 | |
| PETROCHINA CO LTD | 584,000 | 7.95 | 4,642,800.00 | |

| | | | | |
|--|------------|----------|-----------------------------------|--|
| Sinopec Kantons Holdings Ltd | 272,000 | 8.40 | 2,284,800.00 | |
| China National Building Material Co Ltd | 216,000 | 7.75 | 1,674,000.00 | |
| CHINA STATE CONSTRUCTION INT | 412,000 | 13.94 | 5,743,280.00 | |
| CSR Corp Ltd | 289,000 | 5.95 | 1,719,550.00 | |
| CHINA EVERBRIGHT INTL LTD | 328,000 | 10.62 | 3,483,360.00 | |
| Great Wall Motor Company Limited | 45,000 | 36.65 | 1,649,250.00 | |
| Weifu High-Technology | 159,113 | 25.98 | 4,133,755.74 | |
| Sands China Ltd | 39,200 | 57.90 | 2,269,680.00 | |
| TSUI WAH HOLDINGS LTD | 256,000 | 4.92 | 1,259,520.00 | |
| Tenwow International Holdings Limited | 686,000 | 3.30 | 2,263,800.00 | |
| CHINA PHARMACEUTICAL GROUP LIMITED | 526,000 | 6.64 | 3,492,640.00 | |
| Shanghai Fosun Pharmaceutical (Group) Co | 82,000 | 27.25 | 2,234,500.00 | |
| Shanghai Fudan-Zhangjiang Bio-pharmaceut | 299,000 | 7.82 | 2,338,180.00 | |
| SINO BIOPHARMACEUTICAL | 368,000 | 6.97 | 2,564,960.00 | |
| Agricultural Bank of China Ltd | 1,273,000 | 3.49 | 4,442,770.00 | |
| Industrial & Commercial Bank of China | 1,282,000 | 4.84 | 6,204,880.00 | |
| China Cinda Asset Management Company Ltd | 567,000 | 4.80 | 2,721,600.00 | |
| China Galaxy Securities Co Ltd | 408,000 | 5.27 | 2,150,160.00 | |
| CITIC SECURITIES CO LTD-H | 200,500 | 17.26 | 3,460,630.00 | |
| CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H | 186,600 | 28.10 | 5,243,460.00 | |
| New China Life Insurance Company Limited | 114,200 | 24.90 | 2,843,580.00 | |
| Ping An Insurance Group Co | 88,000 | 65.90 | 5,799,200.00 | |
| SHIMAO PROPERTY HOLDINGS LTD | 195,000 | 17.92 | 3,494,400.00 | |
| TENCENT HOLDINGS LTD | 19,700 | 582.50 | 11,475,250.00 | |
| BEIJING ENTERPRISES WATER GR | 367,000 | 4.86 | 1,783,620.00 | |
| China Gas Holdings Ltd | 428,000 | 11.32 | 4,844,960.00 | |
| HuaNeng renewables Corp Ltd | 934,000 | 3.09 | 2,886,060.00 | |
| 香港ドル小計 | 10,986,313 | | 101,392,485.74 (1,337,366,886) | |
| | 銘柄数 | 29 | | |
| | 比率 | 84.0% | 87.4% | |
| シンガポールドル | 株 | シンガポールドル | シンガポールドル | |
| SIIC ENVIRONMENT HOLDINGS LTD | 1,045,000 | 0.19 | 199,595.00 | |
| シンガポールドル小計 | 1,045,000 | | 199,595.00 (16,157,215) | |
| | 銘柄数 | 1 | | |
| | 比率 | 1.0% | 1.1% | |

| | | |
|-----|-----------------|---------------------------------------|
| 合 計 | 株 12,079,613 | 円 1,530,480,143 (1,530,480,143) |
|-----|-----------------|---------------------------------------|

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成26年2月28日現在

| 種類 | 金額 |
|------------------|-----------------|
| 資産総額 | 1,664,165,966 円 |
| 負債総額 | 1,058,471 円 |
| 純資産総額(-) | 1,663,107,495 円 |
| 発行済数量 | 1,381,179,224 口 |
| 1 単位当たり純資産額(/) | 1.2041 円 |

(ご参考：親投資信託の現況)

TMA 中国関連アジア株式マザーファンド

平成26年2月28日現在

| 種類 | 金額 |
|------------------|-----------------|
| 資産総額 | 1,714,118,743 円 |
| 負債総額 | 50,464,872 円 |
| 純資産総額(-) | 1,663,653,871 円 |
| 発行済数量 | 832,217,988 口 |
| 1 単位当たり純資産額(/) | 1.9991 円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

1. 名義書換
該当事項はありません。
2. 受益者に対する特典
特典はありません。
3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。

8. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

平成26年2月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。

運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。

決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。

売買の執行はトレーディング部が行います。

運用部門とは独立した管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、管理本部長を委員長とし運用管理室を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。

運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成26年2月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

| | 本数 | 純資産総額（百万円） |
|------------|-----|------------|
| 追加型公社債投資信託 | 1 | 6,174 |
| 追加型株式投資信託 | 128 | 1,842,996 |
| 単位型公社債投資信託 | 0 | 0 |
| 単位型株式投資信託 | 13 | 65,028 |
| 合計 | 142 | 1,914,199 |

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 第27期 (平成24年3月31日現在) | 第28期 (平成25年3月31日現在) |
|--------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | 5,761,145 | 6,753,091 |
| 前払費用 | 137,793 | 134,096 |
| 未収委託者報酬 | 1,436,947 | 1,616,237 |
| 未収収益 | 1,777,274 | 2,117,109 |
| 未収入金 | 8,319 | 153,977 |
| 繰延税金資産 | 190,994 | 189,883 |
| その他の流動資産 | 13,153 | 6,634 |
| 流動資産計 | 9,325,628 | 10,971,029 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | * 1 259,429 | * 1 217,693 |
| 建物 | 153,031 | 122,475 |
| 器具備品 | 106,397 | 95,217 |
| 無形固定資産 | 3,144 | 3,144 |
| 電話加入権 | 3,144 | 3,144 |
| 投資その他の資産 | 929,396 | 815,403 |
| 投資有価証券 | 16,664 | 19,427 |
| 関係会社株式 | 254,342 | 254,342 |
| その他の関係会社有価証券 | 31,200 | 31,200 |
| 長期前払費用 | 143,968 | 95,530 |
| 敷金 | 361,849 | 291,959 |
| 繰延税金資産 | 121,371 | 122,944 |
| 固定資産計 | 1,191,969 | 1,036,240 |
| 資産合計 | 10,517,598 | 12,007,270 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 28,305 | 30,099 |
| 未払金 | * 2 1,318,980 | * 2 1,569,259 |
| 未払手数料 | 388,412 | 454,177 |
| その他未払金 | 930,567 | 1,115,081 |
| 未払費用 | 52,898 | 57,434 |
| 未払消費税等 | 67,999 | 85,291 |
| 未払法人税等 | 544,000 | 596,000 |
| 前受収益 | 415,827 | 317,700 |
| 賞与引当金 | 207,304 | 191,919 |
| その他の流動負債 | 787 | - |
| 流動負債計 | 2,636,103 | 2,847,704 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 115,077 | 137,928 |

| | | |
|--------------|------------|------------|
| 役員退職慰労引当金 | 25,260 | 31,080 |
| 固定負債計 | 140,337 | 169,008 |
| 負債合計 | 2,776,440 | 3,016,712 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | 7,741,052 | 8,989,342 |
| 資本金 | 2,000,000 | 2,000,000 |
| 利益剰余金 | 5,741,052 | 6,989,342 |
| 利益準備金 | 388,426 | 443,612 |
| その他利益剰余金 | 5,352,625 | 6,545,729 |
| 繰越利益剰余金 | 5,352,625 | 6,545,729 |
| 評価・換算差額等 | 105 | 1,215 |
| その他有価証券評価差額金 | 105 | 1,215 |
| 純資産合計 | 7,741,157 | 8,990,558 |
| 負債・純資産合計 | 10,517,598 | 12,007,270 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | 第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) |
|-------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 5,441,098 | 6,959,798 |
| 運用受託報酬 | 6,132,962 | 6,585,557 |
| 投資助言報酬 | 24,836 | 20,963 |
| その他営業収益 | 1,992 | 1,992 |
| 営業収益計 | 11,600,891 | 13,568,311 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 1,957,922 | 2,732,478 |
| 広告宣伝費 | 117,675 | 133,560 |
| 公告費 | 2,281 | 2,244 |
| 調査費 | 3,263,965 | 3,642,781 |
| 調査費 | 1,195,887 | 1,160,919 |
| 委託調査費 | * 1 2,068,077 | * 1 2,481,861 |
| 委託計算費 | 85,593 | 82,588 |
| 営業雑経費 | 127,614 | 128,344 |
| 通信費 | 31,372 | 28,568 |
| 印刷費 | 69,710 | 72,899 |
| 協会費 | 14,644 | 16,766 |
| 諸会費 | 4,391 | 4,213 |
| 図書費 | 7,495 | 5,896 |
| 営業費用計 | 5,555,052 | 6,721,997 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 2,399,236 | 2,441,088 |
| 役員報酬 | 71,115 | 69,444 |
| 給料・手当 | * 1 1,730,916 | * 1 1,755,780 |
| 賞与 | 597,205 | 615,864 |
| 交際費 | 10,606 | 7,417 |
| 旅費交通費 | 100,354 | 99,221 |
| 租税公課 | 41,500 | 44,567 |
| 不動産賃借料 | 343,381 | 343,381 |
| 役員退職慰労引当金繰入 | 7,090 | 5,820 |
| 退職給付費用 | 72,098 | 70,091 |
| 賞与引当金繰入 | 207,304 | 191,919 |
| 固定資産減価償却費 | 99,879 | 91,309 |
| 法定福利費 | 381,465 | 395,650 |
| 福利厚生費 | 9,181 | 7,867 |
| 諸経費 | 377,049 | 408,719 |
| 一般管理費計 | 4,049,148 | 4,107,055 |
| 営業利益 | 1,996,689 | 2,739,259 |

| | | | | |
|--------------|-----|-----------|-----|-----------|
| 営業外収益 | | | | |
| 受取配当金 | * 1 | 115,821 | * 1 | 145,322 |
| 受取利息 | | 1,091 | | 1,151 |
| 雑益 | | 1,064 | | 2,410 |
| 営業外収益計 | | 117,976 | | 148,885 |
| 営業外費用 | | | | |
| 雑損 | | 32,361 | | 46,933 |
| 営業外費用計 | | 32,361 | | 46,933 |
| 経常利益 | | 2,082,305 | | 2,841,210 |
| 特別損失 | | | | |
| 器具備品除却損 | | 71 | | 911 |
| 特別損失計 | | 71 | | 911 |
| 税引前当期純利益 | | 2,082,233 | | 2,840,299 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 924,989 | | 1,041,220 |
| 法人税等調整額 | | 21,996 | | 1,076 |
| 法人税等合計 | | 946,985 | | 1,040,144 |
| 当期純利益 | | 1,135,247 | | 1,800,154 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

| | 第27期 | | 第28期 | |
|----------|---------|--------------------------|---------|--------------------------|
| | (自 至 | 平成23年4月1日 平成24年3月31日) | (自 至 | 平成24年4月1日 平成25年3月31日) |
| 株主資本 | | | | |
| 資本金 | | | | |
| 当期首残高 | | 2,000,000 | | 2,000,000 |
| 当期変動額 | | | | |
| 当期変動額合計 | | | | |
| 当期末残高 | | 2,000,000 | | 2,000,000 |
| 利益剰余金 | | | | |
| 利益準備金 | | | | |
| 当期首残高 | | 334,429 | | 388,426 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | 53,996 | | 55,186 |
| 当期変動額合計 | | 53,996 | | 55,186 |
| 当期末残高 | | 388,426 | | 443,612 |
| その他利益剰余金 | | | | |
| 繰越利益剰余金 | | | | |
| 当期首残高 | | 4,811,339 | | 5,352,625 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | 593,960 | | 607,051 |
| 当期純利益 | | 1,135,247 | | 1,800,154 |
| 当期変動額合計 | | 541,286 | | 1,193,103 |
| 当期末残高 | | 5,352,625 | | 6,545,729 |
| 利益剰余金合計 | | | | |
| 当期首残高 | | 5,145,769 | | 5,741,052 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | 539,964 | | 551,864 |
| 当期純利益 | | 1,135,247 | | 1,800,154 |
| 当期変動額合計 | | 595,282 | | 1,248,290 |
| 当期末残高 | | 5,741,052 | | 6,989,342 |
| 株主資本合計 | | | | |
| 当期首残高 | | 7,145,769 | | 7,741,052 |

| | | |
|-------------------------|-----------|-----------|
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 539,964 | 551,864 |
| 当期純利益 | 1,135,247 | 1,800,154 |
| 当期変動額合計 | 595,282 | 1,248,290 |
| 当期末残高 | 7,741,052 | 8,989,342 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 当期首残高 | 47 | 105 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 153 | 1,109 |
| 当期変動額合計 | 153 | 1,109 |
| 当期末残高 | 105 | 1,215 |
| 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 47 | 105 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 153 | 1,109 |
| 当期変動額合計 | 153 | 1,109 |
| 当期末残高 | 105 | 1,215 |
| 純資産合計 | | |
| 当期首残高 | 7,145,721 | 7,741,157 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 539,964 | 551,864 |
| 当期純利益 | 1,135,247 | 1,800,154 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 153 | 1,109 |
| 当期変動額合計 | 595,436 | 1,249,400 |
| 当期末残高 | 7,741,157 | 8,990,558 |

重要な会計方針

| 第28期 自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日 | |
|---|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | |
| (1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券 | |
| 移動平均法による原価法 | |
| (2) その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | |
| 決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） | |
| 時価を把握することが極めて困難と認められるもの | |
| 移動平均法による原価法 | |
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | |
| (1) 有形固定資産 | |
| 定率法 | |
| ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、少額固定資産（取得価格が10万円以上20万円未満の資産）については3年間で均等償却する方法を採用しております。 | |
| (2) 長期前払費用 | |
| 定額法 | |

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

第28期

自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響額は軽微であります。

(表示方法の変更)

第28期

自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日

前事業年度において、「流動資産」の「その他の流動資産」に含めていた「未収入金」は資産の総額の100分の1を越えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他の流動資産」に表示していた21,473千円は、「未収入金」8,319千円、「その他の流動資産」13,153千円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

第28期

自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日

当事業年度において、本社事務所の一部解約申し込みを行ったため、当該一部解約に係る建物附属設備の耐用年数、原状回復義務の費用総額及び履行時期の見積りの変更を行っております。なお、原状回復工事は当事業年度末において完了しております。これにより、当該変更前と比べて、当事業年度の固定資産減価償却費が17,384千円、諸経費が16,224千円それぞれ増加し、営業利益、経常利益がそれぞれ33,609千円減少しておりますが、当該変更により特別損失が33,609千円減少していることから、税引前当期純利益に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

| 第27期 平成24年3月31日現在 | 第28期 平成25年3月31日現在 |
|---------------------------------|---------------------------------|
| * 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 | * 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 |
| 建物 95,026千円 | 建物 103,012千円 |
| 器具備品 401,705千円 | 器具備品 418,700千円 |
| * 2. 関係会社に対する主な資産・負債 | * 2. 関係会社に対する主な資産・負債 |

| | |
|--|--|
| 区分掲記した以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 | 区分掲記した以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 |
| 未払金 576,853千円 (うち支配株主に対するもの 124,843千円) (うち子会社に対するもの 123,032千円) (うち関連会社に対するもの 328,978千円) | 未払金 709,361千円 (うち支配株主に対するもの 142,986千円) (うち子会社に対するもの 150,208千円) (うち関連会社に対するもの 416,166千円) |

(損益計算書関係)

| 第27期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日 | 第28期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日 |
|---|---|
| * 1. 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。 | * 1. 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。 |
| 給与・手当 473,719千円 委託調査費 1,576,497千円 受取配当金 115,821千円 | 給与・手当 531,681千円 委託調査費 1,737,827千円 受取配当金 145,225千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

第27期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

| 株式の種類 | 平成23年4月1日 現在 | 増加 | 減少 | 平成24年3月31日 現在 |
|-------|-----------------|----|----|------------------|
| 普通株式 | 38,300 | - | - | 38,300 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成23年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

| | |
|--------------|------------|
| (イ) 配当金の総額 | 509,964千円 |
| (ロ) 1株当たり配当額 | 13,315円 |
| (ハ) 基準日 | 平成23年3月31日 |
| (ニ) 効力発生日 | 平成23年6月30日 |

(2) 金銭以外による配当

平成23年6月15日の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

| | |
|---------------|-----------------|
| (イ) 配当財産の種類 | 株式会社東京海上研究所普通株式 |
| (ロ) 配当財産の帳簿価格 | 30,000千円 |
| (ハ) 1株当たり配当額 | 783円 |
| (ニ) 基準日 | 平成23年6月15日 |
| (ホ) 効力発生日 | 平成23年6月21日 |

(3) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成24年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

| | |
|--------------|------------|
| (イ) 配当金の総額 | 551,864千円 |
| (ロ) 配当の原資 | 利益剰余金 |
| (ハ) 1株当たり配当額 | 14,409円 |
| (ニ) 基準日 | 平成24年3月31日 |
| (ホ) 効力発生日 | 平成24年6月27日 |

第28期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

| 株式の種類 | 平成24年4月1日 現在 | 増加 | 減少 | 平成25年3月31日 現在 |
|-------|-----------------|----|----|------------------|
| | | | | |

| | | | | |
|------|--------|---|---|--------|
| 普通株式 | 38,300 | - | - | 38,300 |
|------|--------|---|---|--------|

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成24年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

| | |
|--------------|------------|
| (イ) 配当金の総額 | 551,864千円 |
| (ロ) 1株当たり配当額 | 14,409円 |
| (ハ) 基準日 | 平成24年3月31日 |
| (ニ) 効力発生日 | 平成24年6月27日 |

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成25年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

| | |
|--------------|------------|
| (イ) 配当金の総額 | 907,786千円 |
| (ロ) 配当の原資 | 利益剰余金 |
| (ハ) 1株当たり配当額 | 23,702円 |
| (ニ) 基準日 | 平成25年3月31日 |
| (ホ) 効力発生日 | 平成25年6月28日 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

| 第27期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日 | 第28期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日 |
|---|---|
| <p>(1) 金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。 営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。 市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。 投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。 流動性リスク 当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。</p> | <p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 同左 市場リスク 同左 流動性リスク 同左</p> |

2. 金融商品の時価等に関する事項

第27期(平成24年3月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:千円)

| | 貸借対照表計上額(*) | 時価(*) | 差額 |
|---------------------|-------------|-------------|---------|
| (1)現金・預金 | 5,761,145 | 5,761,145 | |
| (2)未収委託者報酬 | 1,436,947 | 1,436,947 | |
| (3)未収収益 | 1,777,274 | 1,777,274 | |
| (4)未収入金 | 8,319 | 8,319 | |
| (5)投資有価証券 其他有価証券 | 16,664 | 16,664 | |
| (6)敷金 | 361,849 | 258,063 | 103,786 |
| (7)未払金 | (1,318,980) | (1,318,980) | |

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

第28期(平成25年3月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:千円)

| | 貸借対照表計上額(*) | 時価(*) | 差額 |
|---------------------|-------------|-------------|--------|
| (1)現金・預金 | 6,753,091 | 6,753,091 | |
| (2)未収委託者報酬 | 1,616,237 | 1,616,237 | |
| (3)未収収益 | 2,117,109 | 2,117,109 | |
| (4)未収入金 | 153,977 | 153,977 | |
| (5)投資有価証券 其他有価証券 | 19,427 | 19,427 | |
| (6)敷金 | 291,959 | 218,507 | 73,451 |
| (7)未払金 | (1,569,259) | (1,569,259) | |

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

| 第27期 平成24年3月31日現在 | 第28期 平成25年3月31日現在 |
|---|--|
| (1)現金・預金、(2)未収委託者報酬(3)未収収益並びに(4)未収入金及び(7)未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 | (1)現金・預金、(2)未収委託者報酬(3)未収収益並びに(4)未収入金及び(7)未払金 同左 |
| (5)投資有価証券 時価の算定方法につきましては「重要な会計方針」の「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 | (5)投資有価証券 同左 |
| (6)敷金 当社では、敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の残存耐用年数を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。 | (6)敷金 同左 |

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 第27期 平成24年3月31日現在 | 第28期 平成25年3月31日現在 |
|----------------------|----------------------|
| | |

| | | | |
|--|----------|--|----------|
| 以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。 | | 以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。 | |
| (単位：千円) | | (単位：千円) | |
| | 貸借対照表計上額 | | 貸借対照表計上額 |
| 子会社株式 | 221,595 | 子会社株式 | 221,595 |
| 関連会社株式 | 32,747 | 関連会社株式 | 32,747 |
| その他の関係会社 有価証券 | 31,200 | その他の関係会社 有価証券 | 31,200 |

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

| | |
|---|----------------------|
| 第27期 平成24年3月31日現在 | 第28期 平成25年3月31日現在 |
| 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。 | 同左 |

(注4) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

| | | | | | |
|-----------------------------|-----------|-------|-----------------------------|------------|-------|
| 第27期 平成24年3月31日現在 | | | 第28期 平成25年3月31日現在 | | |
| (単位：千円) | | | (単位：千円) | | |
| | 1年以内 | 1年超 | | 1年以内 | 1年超 |
| 預金 | 5,761,116 | | 預金 | 6,752,981 | |
| 未収委託者報酬 | 1,436,947 | | 未収委託者報酬 | 1,616,237 | |
| 未収収益 | 1,777,274 | | 未収収益 | 2,117,109 | |
| 未収入金 | 8,319 | | 未収入金 | 153,977 | |
| 投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの | | 1,000 | 投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの | | 1,000 |
| 合計 | 8,983,657 | 1,000 | 合計 | 10,640,305 | 1,000 |

(有価証券関係)

| | |
|---|---|
| 第27期 平成24年3月31日現在 | 第28期 平成25年3月31日現在 |
| <p>1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額 31,200千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。</p> <p>2. その他有価証券</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> | <p>1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額 31,200千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。</p> <p>2. その他有価証券</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> |

| 区分 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 | 区分 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
|--|--------------|--------|-----|--|--------------|--------|-------|
| 貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの 証券投資 信託 | 15,700 | 15,500 | 200 | 貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの 証券投資 信託 | 16,177 | 14,138 | 2,038 |
| 貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないもの 証券投資 信託 | 964 | 1,000 | 35 | 貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないもの 証券投資 信託 | 3,250 | 3,400 | 149 |
| 合計 | 16,664 | 16,500 | 164 | 合計 | 19,427 | 17,538 | 1,888 |

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券
同左

(退職給付関係)

| 第27期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日 | 第28期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日 |
|---|---|
| 1. 採用している退職給付制度の概要 退職金制度及び確定拠出年金制度を採用して おります。 | 1. 採用している退職給付制度の概要 同左 |
| 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 115,077千円 退職給付引当金 115,077千円 | 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 137,928千円 退職給付引当金 137,928千円 |
| 3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 43,770千円 確定拠出年金への掛金支払額 28,327千円 退職給付費用 72,098千円 | 3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 39,545千円 確定拠出年金への掛金支払額 30,545千円 退職給付費用 70,091千円 |
| 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付債務の計算は簡便法を採用して おり、確定拠出年金部分を除く退職給付費 用は「勤務費用」に計上しております。 | 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

| | 第27期 (平成24年3月31日現在) | 第28期 (平成25年3月31日現在) |
|------------------|------------------------|------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 役員退職慰労引当金 | 9,601千円 | 11,813千円 |
| 退職給付引当金損金算入限度超過額 | 41,013千円 | 49,157千円 |
| 未払金 | 13,175千円 | 5,774千円 |
| 賞与引当金損金算入限度超過額 | 78,796千円 | 72,948千円 |
| 未払法定福利費否認 | 9,234千円 | 8,973千円 |
| 未払事業所税否認 | 3,362千円 | 3,438千円 |
| 未払事業税否認 | 40,452千円 | 50,026千円 |

| | | |
|-------------|-----------|-----------|
| 未払調査費 | 41,860千円 | 46,965千円 |
| ソフトウェア償却超過額 | 63,265千円 | 54,426千円 |
| 敷金償却費 | 7,550千円 | 8,223千円 |
| 未払確定拠出年金 | 927千円 | 982千円 |
| 未払費用 | 3,185千円 | 774千円 |
| 繰延税金資産小計 | 312,424千円 | 313,504千円 |
| 評価性引当額 | - | - |
| 繰延税金資産合計 | 312,424千円 | 313,504千円 |
| 繰延税金負債 | | |
| 其他有価証券評価差額金 | 58千円 | 673千円 |
| その他 | - | 3千円 |
| 繰延税金負債合計 | 58千円 | 677千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 312,365千円 | 312,827千円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| 第27期 (平成24年3月31日現在) | | 第28期 (平成25年3月31日現在) |
|--------------------------|-------|---|
| 法定実効税率 (調整) | 40.7% | 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。 |
| 受取配当金等永久に益金に算入 されない項目 | 2.2% | |
| タックスヘイブン課税 | 5.6% | |
| 税率変更による期末繰延税金資 産の減額修正 | 1.3% | |
| 交際費等永久に損金に算入され ない項目 | 0.2% | |
| その他 | 0.2% | |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担 率 | 45.5% | |

(セグメント情報等)

| 第27期 | 第28期 |
|--------------|--------------|
| 自 平成23年4月1日 | 自 平成24年4月1日 |
| 至 平成24年3月31日 | 至 平成25年3月31日 |

| | |
|---|--|
| <p>[セグメント情報]</p> <p>当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。</p> <p>当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。</p> <p>[関連情報]</p> <p>1. 製品及びサービスごとの情報</p> <p>単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 地域ごとの情報</p> <p>(1) 営業収益</p> <p>本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 有形固定資産</p> <p>本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報</p> <p>当社は、単一の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の10%以上に該当する顧客がありますが、秘密保持義務を負っているため記載をしておりません。</p> | <p>[セグメント情報]</p> <p>同左</p> <p>[関連情報]</p> <p>1. 製品及びサービスごとの情報</p> <p>同左</p> <p>2. 地域ごとの情報</p> <p>(1) 営業収益</p> <p>同左</p> <p>(2) 有形固定資産</p> <p>同左</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報</p> <p>当社は、単一の外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。</p> |
|---|--|

(関連当事者情報)

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容 又は 職業 | 議決権の 所有 割合 | 関連当 事者との 関係 | 取引の 内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|------|--|---------------|------------------|-----------------------|------------------|-------------------------|------------------|--------------|-----|--------------|
| 関連会社 | TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED | 英国・ London | 300千 | 金融商品 取引業 | (所有) 直接50% | 運用の 再委任 役員 の派遣 | 委託 調査費 の支払 | 1,367,824 | 未払金 | 328,743 |

(注) * 取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

* 取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。

- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社(東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場)
東京海上日動火災保険株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第28期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. 関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等
重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容 又は 職業 | 議決権の 所有 割合 | 関連当 事者との 関係 | 取引の 内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|------|--|---------------|------------------|-----------------------|------------------|-------------------------|------------------|--------------|-----|--------------|
| 関連会社 | TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED | 英国・ London | 300千 | 金融商品 取引業 | (所有) 直接50% | 運用の 再委任 役員の 派遣 | 委託 調査費 の支払 | 1,428,822 | 未払金 | 416,166 |

(注)*取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

*取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。

- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社(東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場)
東京海上日動火災保険株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

| | 第27期 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日 | 第28期 自平成24年4月1日 至平成25年3月31日 |
|--------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 202,119円00銭 | 234,740円42銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 29,640円93銭 | 47,001円44銭 |

| | | |
|--|--|--|
| | (注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益については、潜 在株式がないため記載して おりません。 | (注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益については、潜 在株式がないため記載して おりません。 |
| | (注) 2 . 1 株当たり当期純利益金額 の算定上の基礎は以下のと おりであります。 | (注) 2 . 1 株当たり当期純利益金額 の算定上の基礎は以下のと おりであります。 |
| | 当期純利益 1,135,247千円 | 当期純利益 1,800,154千円 |
| | 普通株主に 帰属しない金額 - | 普通株主に 帰属しない金額 - |
| | 普通株式に係る 当期純利益 1,135,247千円 | 普通株式に係る 当期純利益 1,800,154千円 |
| | 期中平均株式数 38,300株 | 期中平均株式数 38,300株 |

中間財務諸表

(イ) 中間貸借対照表

(単位：千円)

| 当中間会計期間 (平成25年9月30日) | |
|-------------------------|-------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 現金・預金 | 6,848,016 |
| 前払費用 | 116,070 |
| 未収委託者報酬 | 1,740,897 |
| 未収収益 | 2,776,567 |
| 未収入金 | 27,471 |
| 繰延税金資産 | 380,142 |
| その他の流動資産 | 37,133 |
| 流動資産計 | 11,926,300 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | * 1 198,398 |
| 建物 | 113,374 |
| 器具備品 | 85,023 |
| 無形固定資産 | 3,144 |
| 電話加入権 | 3,144 |
| 投資その他の資産 | 791,302 |
| 投資有価証券 | 24,232 |
| 関係会社株式 | 254,342 |
| その他の関係会社有価証券 | 31,189 |
| 長期前払費用 | 71,452 |
| 敷金 | 288,908 |
| 繰延税金資産 | 121,177 |
| 固定資産計 | 992,845 |
| 資産合計 | 12,919,145 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 預り金 | 37,832 |
| 未払金 | 1,622,139 |
| 未払手数料 | 511,145 |
| その他未払金 | 1,110,993 |
| 未払費用 | 98,905 |

| | | |
|--------------|-----|------------|
| 未払消費税等 | * 2 | 91,593 |
| 未払法人税等 | | 974,000 |
| 前受収益 | | 279,041 |
| 賞与引当金 | | 367,428 |
| 流動負債計 | | 3,470,940 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | | 134,170 |
| 役員退職慰労引当金 | | 34,330 |
| 固定負債計 | | 168,500 |
| 負債合計 | | 3,639,440 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | 9,277,994 |
| 資本金 | | 2,000,000 |
| 利益剰余金 | | 7,277,994 |
| 利益準備金 | | 500,000 |
| その他利益剰余金 | | 6,777,994 |
| 繰越利益剰余金 | | 6,777,994 |
| 評価・換算差額等 | | 1,710 |
| その他有価証券評価差額金 | | 1,710 |
| 純資産合計 | | 9,279,704 |
| 負債・純資産合計 | | 12,919,145 |

(口) 中間損益計算書

(単位：千円)

| 当中間会計期間 | |
|----------------|-----------|
| (自 平成25年 4月 1日 | |
| 至 平成25年 9月30日) | |
| 営業収益 | |
| 委託者報酬 | 4,324,522 |
| 運用受託報酬 | 3,932,401 |
| 投資助言報酬 | 13,663 |
| その他営業収益 | 736 |
| 営業収益計 | 8,271,324 |
| 営業費用 | |
| 支払手数料 | 1,830,991 |
| 広告宣伝費 | 72,463 |
| 公告費 | 1,190 |
| 調査費 | 2,284,408 |
| 調査費 | 653,510 |
| 委託調査費 | 1,630,897 |
| 委託計算費 | 40,739 |
| 営業雑経費 | 76,716 |
| 通信費 | 14,132 |
| 印刷費 | 41,249 |
| 協会費 | 13,126 |
| 諸会費 | 3,411 |
| 図書費 | 4,795 |
| 営業費用計 | 4,306,510 |
| 一般管理費 | |
| 給料 | 991,776 |
| 役員報酬 | 35,238 |
| 給料・手当 | 867,784 |

| | |
|--------------|------------|
| 賞与 | 88,754 |
| 交際費 | 4,692 |
| 旅費交通費 | 44,266 |
| 租税公課 | 27,867 |
| 不動産賃借料 | 129,195 |
| 役員退職慰労引当金繰入 | 3,250 |
| 退職給付費用 | 30,583 |
| 賞与引当金繰入 | 367,428 |
| 固定資産減価償却費 | * 1 29,983 |
| 法定福利費 | 206,492 |
| 福利厚生費 | 6,595 |
| 諸経費 | 175,111 |
| 一般管理費計 | 2,017,243 |
| 営業利益 | 1,947,570 |
| 営業外収益 | |
| 受取配当金 | 46,041 |
| 受取利息 | 573 |
| 雑益 | 3,206 |
| 営業外収益計 | 49,820 |
| 営業外費用 | |
| 雑損 | 35,437 |
| 営業外費用計 | 35,437 |
| 経常利益 | 1,961,954 |
| 税引前中間純利益 | 1,961,954 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 954,282 |
| 法人税等調整額 | 188,766 |
| 法人税等合計 | 765,515 |
| 中間純利益 | 1,196,438 |

(八) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

| | |
|---------------|-----------|
| 当中間会計期間 | |
| (自 平成25年4月1日 | |
| 至 平成25年9月30日) | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | |
| 当期首残高 | 2,000,000 |
| 当中間期変動額 | - |
| 当中間期変動額合計 | - |
| 当中間期末残高 | 2,000,000 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | |
| 当期首残高 | 443,612 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 56,387 |
| 当中間期変動額合計 | 56,387 |
| 当中間期末残高 | 500,000 |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 6,545,729 |
| 当中間期変動額 | |

| | |
|---------------------------|-----------|
| 剰余金の配当 | 964,173 |
| 中間純利益 | 1,196,438 |
| 当中間期変動額合計 | 232,264 |
| 当中間期末残高 | 6,777,994 |
| 利益剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 6,989,342 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 907,786 |
| 中間純利益 | 1,196,438 |
| 当中間期変動額合計 | 288,651 |
| 当中間期末残高 | 7,277,994 |
| 株主資本合計 | |
| 当期首残高 | 8,989,342 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 907,786 |
| 中間純利益 | 1,196,438 |
| 当中間期変動額合計 | 288,651 |
| 当中間期末残高 | 9,277,994 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 当期首残高 | 1,215 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額） | 494 |
| 当中間期変動額合計 | 494 |
| 当中間期末残高 | 1,710 |
| 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,215 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額） | 494 |
| 当中間期変動額合計 | 494 |
| 当中間期末残高 | 1,710 |
| 純資産合計 | |
| 当期首残高 | 8,990,558 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 907,786 |
| 中間純利益 | 1,196,438 |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額） | 494 |
| 当中間期変動額合計 | 289,146 |
| 当中間期末残高 | 9,279,704 |

(二) 重要な会計方針

| | |
|----------------------|---|
| | 当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日) |
| 1. 資産の評価基準及び 評価方法 | 有価証券 (1) 子会社株式及び関連会社株式 並びにその他の関係会社有価 証券 移動平均法による原価法 |

| | |
|-----------------|--|
| | <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価を把握することが極めて困難と認められるもの 移動平均法による原価法</p> |
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、少額固定資産（取得価格が10万円以上20万円未満の資産）については、3年間で均等償却する方法を採用しております。</p> <p>(2) 長期前払費用 定額法</p> |
| 3. 引当金の計上基準 | <p>(1) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p> |
| 4. 消費税等の会計処理方法 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当中間会計期間の費用として処理しております。 |

注記事項

（中間貸借対照表関係）

| | 当中間会計期間 （平成25年9月30日） | |
|------------------|-------------------------|-----------|
| 1 有形固定資産の減価償却累計額 | 建物 | 112,113千円 |
| | 器具備品 | 438,081千円 |

| | |
|------------|---|
| 2 消費税等の取扱い | 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。 |
|------------|---|

(中間損益計算書関係)

| | | |
|-----------|--|----------|
| | 当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日) | |
| 1 減価償却実施額 | 有形固定資産 | 29,983千円 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

| | | | | |
|--|----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日) | | | | |
| 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 | | | | |
| 株式の種類 | 当事業年度期首 (株) | 当中間会計期間 増加 (株) | 当中間会計期間 減少 (株) | 当中間会計期間末 (株) |
| 普通株式 | 38,300 | - | - | 38,300 |
| 2. 配当に関する事項 | | | | |
| (1) 配当金支払額 | | | | |
| 平成25年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。 | | | | |
| ・普通株式の配当に関する事項 | | | | |
| (イ) 配当金総額・・・・・・・・・・907,786千円 | | | | |
| (ロ) 1株当たり配当額・・・・・・・・23,702円 | | | | |
| (ハ) 基準日・・・・・・・・・・平成25年3月31日 | | | | |
| (ニ) 効力発生日・・・・・・・・・・平成25年6月28日 | | | | |

(金融商品関係)

当中間会計期間(平成25年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません(注2)参照)。

(単位：千円)

| | 中間貸借対照表計上額(*) | 時価(*) | 差額 |
|----------------------|---------------|-------------|--------|
| (1)現金・預金 | 6,848,016 | 6,848,016 | |
| (2)未収委託者報酬 | 1,740,897 | 1,740,897 | |
| (3)未収収益 | 2,776,567 | 2,776,567 | |
| (4)未収入金 | 27,471 | 27,471 | |
| (5)投資有価証券 その他有価証券 | 24,232 | 24,232 | |
| (6)敷金 | 288,908 | 214,811 | 74,096 |
| (7)未払金 | (1,622,139) | (1,622,139) | |

(*)負債で計上されているものについては、()で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収収益並びに(4)未収入金及び(7)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

時価の算定方法につきましては「(二)重要な会計方針」の「1.資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(6)敷金

当社では、敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の残存耐用年数を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

(注2) 子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(中間貸借対照表計上額 31,189千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

当中間会計期間(平成25年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(中間貸借対照表計上額31,189千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

| | 種類 | 中間貸借対照表計上額(千円) | 取得原価(千円) | 差額(千円) |
|------------------------|--------|----------------|----------|--------|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 証券投資信託 | 22,189 | 19,369 | 2,820 |
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 証券投資信託 | 2,043 | 2,200 | 156 |
| 合計 | | 24,232 | 21,569 | 2,663 |

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社は、外部顧客からの収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

| | 当中間会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日) |
|---------------|--|
| 1 株当たり純資産額 | 242,289円93銭 |
| 1 株当たり中間純利益金額 | 31,238円60銭 |
| | 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。 |

(注) 1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

| | |
|---------------|-------------|
| 中間純利益 | 1,196,438千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | - |
| 普通株式にかかる中間純利益 | 1,196,438千円 |
| 期中平均株式数 | 38,300株 |

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

平成26年4月1日付で、定款について次の変更を行いました。

- ・公告の方法の変更(日本経済新聞に掲載する方法から、電子公告(ただし、事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載)に変更。)

(2)訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- ・資本金の額 324,279百万円（平成25年9月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報：再信託受託会社の概要>

- ・名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額 10,000百万円（平成25年9月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

| 名称 | 資本金の額（ ） | 事業の内容 |
|-----------------|------------|-------------------------------|
| S M B C日興証券株式会社 | 10,000百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 株式会社S B I証券 | 47,937百万円 | |
| 岡三証券株式会社 | 5,000百万円 | |
| 野村證券株式会社（注） | 10,000百万円 | |
| 百五証券株式会社 | 3,000百万円 | |
| みずほ証券株式会社 | 125,167百万円 | |
| 楽天証券株式会社 | 7,495百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。 |
| 株式会社愛知銀行 | 18,000百万円 | |
| 株式会社但馬銀行 | 5,481百万円 | |
| 株式会社東京都民銀行 | 48,120百万円 | |
| 株式会社南都銀行（注） | 29,249百万円 | |
| 株式会社百五銀行 | 20,000百万円 | 保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。 |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 101,994百万円 | |

（ ）平成25年9月末日現在。

（注）野村證券株式会社および株式会社南都銀行は、受益権の一部解約事務および収益分配金・償還金の支払い等のみを行い、受益権の取得申込の取扱いは行いません。

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託財産の保管・管理等を行います。また、当ファンドにかかる信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

販売会社は、募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

3【資本関係】

東京海上日動火災保険株式会社は、委託会社の株式の100%を直接保有しており、親会社となっております。

第3【参考情報】

当計算期間において、当ファンドに係る以下の書類を関東財務局長宛に提出しております。

| 書類名 | 提出年月日 |
|---------------|---|
| 有価証券届出書 | 平成25年 5 月20日 |
| 有価証券報告書 | 平成25年 5 月20日 |
| 有価証券届出書の訂正届出書 | 平成25年 4 月30日 平成25年10月 4 日 平成25年11月20日 |
| 半期報告書 | 平成25年11月20日 |

独立監査人の監査報告書

平成25年6月28日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

指定社員 公認会計士 奈良 昌彦
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経営状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成26年4月9日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上ベストチャイナオープンの平成25年2月21日から平成26年2月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上ベストチャイナオープンの平成26年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月9日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経営状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。